

第十編 治安と消防

身延町消防団の精鋭（出初式）





# 第十編 治安と消防

## 第一章 治安

警察の起源は、遠く上古五保制（五人組）が相互檢察を主眼として、白雉三年（六五二）行なわれるに当たって、「凡戸皆五家相保一人為長以相檢察勿造非違」と令したことに始まり、社会における各人の生命財産に対する自衛的活動から出発している。

あらゆる面で高度成長した現代の社会生活においても、個人の生命、財産、身体の安全を確保し、互いに住みよい社会であることを万人が願っている。このためには、社会の秩序、治安の維持が保たなければならない。

本章では、本町における警察制度の沿革のあらましと、治安対策について記す。

### 第一節 旧来の警察制度

#### 一、旧幕時代（代官所時代）

武田氏時代には自治警察的五人組の上に地頭があったが、享保九年（一七二四）甲斐国が徳川幕府の直轄地となつてからは、村の治安は代官所が取り締まった。

明和元年（一九六五）市川に代官所が置かれ、当地方はその支配に属した。当時は警察権行使のための役所もなく、時々役人が市川代官所または幕府より巡回して取り締まりにあたつた。しかし、事件の裁判および刑の執行は市川代官所において行なつた。

当時各村には村役人をおき、その総代は常に市川代官所に伺候し、代官の命令を管轄の村々に伝え、代官所との仲介所となつて租税、警備、訴訟などのこと、ならびにこの方面の軽い事件は取り扱つた。また各部落には番人をおき盗賊その他の取り締まりに当たり、南部の番人は牢屋を有し、付近の罪人を一時収容した。従つて軽易な犯人は番人協力して逮捕し市川代官所へ送致し、重大犯人で逮捕困難な者は、市川代官所の出張を待ち協力逮捕した。また通船の取り締まり、宿屋の取り締まり（宿泊人）は村役人においても行なつた。当時は栄村十島富士川岸に船番所があり、通行人

の船中の取り締まりを行なった。万沢村には万沢関所があり、通行人の諸取り締まりを行なった。犯罪発生防止には村役人および五人組制度が利用され相互責任制によって治安を保った。しかし、旧身延には日蓮宗総本山身延山久遠寺があり、また、徳川御三家の一つである紀伊家のお万の方の菩提寺、大野山本遠寺があり、いずれも寺社奉行の支配であった。また、本遠寺は寺社奉行といえども直接行動に移れず、一応紀伊家の意向を伺わなければならぬ特別地域であった。

## 二、明治時代

明治の新政府となつてからは、代官の手付、手代は廃され、国民の取り締まりは甲府駐屯の諸藩の兵（鯨沢関門は秋月藩の護衛隊八名―一〇名で固めていた）によってなされていた。しかしこの関門取締まりは明治二年（一八六九）二月十五日に廃された。明治三年一月捕亡史と称するものが置かれ取締まりに当たった。一般村方における取締まりは従来と大差なく、村役人や番人等が当たったが、漸次政府の基礎が鞏固になるにしたがい、明治五年（一八七二）甲府に警保寮出張所が設けられ大警視以下が来任し、常に警保寮巡查五―六名が各村々を巡回し警防することとなった。

## 三、南部警察署

明治六年（一八七三）八月鯨沢村に第三連区十番取締出張所が設けられ当地方はこれに属していたが、明治七年六月南部に警察出張所が設けられたからは南部に属するようになった。この出張所は陸合村南部八三八七番地の民家を借り、所内の組織は明らかではないが、取締まり番人四―五名が配置されたと思われる。明治八年三月太政官通達により捕亡吏、取締まり番人を邏卒と改称し、更に邏卒を巡查と改めた。明治八年（一八七五）十二月の改正により、鯨沢に第三連区の警察出張所が置かれ、南部は

第三連区第二番巡查駐屯所と改められた。位置は陸合村南部四九九番地の民家を借り、組織は二等巡查を長とし巡查四―六名が勤務した。明治十年二月警察出張所は警察署に、巡查屯所は分署と改められたので鯨沢警察署南部分署となつて、南巨摩郡身延村外五カ村、西八代郡のうち大河内、柴両村を管轄区域とした。明治十一年四月、近隣村々をあげての献金により、同地に峽南に誇る南部警察分署の新庁舎が建設された。この時の材木は大野山本遠寺より寄付された。署の定員は八名となり、二等巡查一名、三等巡查二名、四等巡查五名となつた。明治十二年（一八七九）南部警察署と改称、同十四年より署長を九等警部とし署員も一名となつた。同十五年（一八八二）より署長は警部補となり、明治十五年十二月からは巡查に帯剣が許された。分署制の復活に伴い、同十六年再び鯨沢署南部分署と称するようになり大河内、柴二カ村は市川警察署の管轄に属した。明治二十四年（一八九一）、警察制度の実施により南巨摩郡警察署南部署と改称し、同二十七年より再び大河内、柴二カ村を管轄し、二十九年、南部警察署と改称し現在に至っている。この間、駐在所、派出所の設置があり、勤務方法も内勤外勤制となり従来警備体制に根本的な改革が加えられた。南部分署に設置された巡查派出所駐在所は左記の通りであった。

福居村巡查派出所	明治二十年一月設置
身延巡查駐在所	明治二十二年三月設置
大河内巡查駐在所	明治二十三年一月設置
豊岡巡查駐在所	明治二十三年五月設置
万沢巡查駐在所	明治二十三年四月設置
柴巡查駐在所	明治二十一年八月設置
陸合巡查駐在所	明治二十二年四月設置
富河巡查駐在所	明治二十年十二月設置

署の定員は、明治二十九年には一三名であったが、順次増員され昭和二年（一九二七）には警部一名、巡查部長二名、巡查一九名の計二二名の勤務であった。また、明治四十三年（一九〇九）には四十年の水害の反省か



(二) 身延町警察署

昭和二十三年三月南部警察署管内から分離し、旧身延町方面巡査部長派出所を増改築、これを庁舎として発足した。敷地九九平方メートル、木造二階建、一〇八平方メートルの庁舎であった。警察吏員は警部補一、巡査部長二、巡査三計六名をもって旧身延一円、一七・一六平方キロ（人口五三六〇人）をその管轄区域として警備に当たった。当時の町長は河井直一、公安委員は青鹿新太郎、小松浄祐、佐野保、池田友一の四名で、署員の構成は左の通りであった。

- 署長 警部補 加藤英三（三三、三、七一三、九、一）  
 牛田熊雄（三三、九一六、一〇、一）  
 次長 巡査部長 中山種太郎  
 刑事係長 巡査部長 石村 汀  
 巡査 山田隆規、保坂茂保、山口達雄  
 書記 金沢 一、保坂三八子、遠藤千恵子

(三) 自治体警察廃止とその後

法の改正により昭和二十六年八月より各自治体警察存廢の住民投票が行なわれ、その結果県下一四の自治警察が廃止され、二十九年六月甲府の廃止により自治警察全部が廃止となった。  
 身延町における住民投票の結果は左の通りであった。

投票月日	有権者数	投票者数			投票率	
		賛成	反対	無効		
昭二六、九、二六	二、六五八	九〇三	五〇〇	二八一	四三二	五三・八%

住民投票の結果二十六年一月一日をもって身延町警察署は廃止となり南部地区警察署に吸収され、その管轄区域となったため、町警に代る派出所が必要となり幹部派出所が置かれた。

第三節 治安の機関（町内派出所、駐在所の沿革）

駐在所派出所の制度が敷かれたのは明治二十年（一八八七）である。これによって従来の勤務方法は根本的に改革され現在の内外勤制となった。各地区駐在所の沿革は次の通りである。

一、下山警察官駐在所

下山駐在所は明治二十年（一八八七）一月設置され、当時は福居村巡査派出所と称し旧下山一円を管轄し、明治二十九年（一八九六）三月七日下山村と改称するにあたり、下山巡査駐在所と改称して、下山・栗倉・小原島・上下八木沢部落を管轄した。  
 明治二十三年七月十一日南巨摩郡下山村下山二三七九番地に、敷地一二二平方メートル木造平屋建六〇平方メートルの駐在所を改築移転し、その後明治三十四年五月と明治四十二年（一九〇九）七月の二回にわたり改築並びに修理増築を行ない、昭和三十九年十一月八日総工費一一九万円の県費をもって身延町下山八、八八六番地に新築移転し、昭和四十四年四月一日下山警察官駐在所と改称し現在にいたっている。



下山警察官駐在所

## 二、身延山警察官駐在所

身延山駐在所は現在身延町身延三六五七番地（久遠寺山門前）にあり、明治二十二年（一八八九）三月身延町仲町に身延駐在所として発足している。

その管轄区域は、旧身延町大野部落を除き身延町一円であったが、その後日蓮宗総本山久遠寺の全国、信者の参詣者が多くなつたため、大正元年（一九一三）一月二十日現在地に木造二階建八三平方メートルの駐在所を建設し移転した。管轄区域は、本山・東谷・西谷・清住町・上町・仲町・橋町・元町の門内地区とし、昭和三十六年四月身延山駐在所と改称され現在にいたっている。こ問自治体警察の設置により、昭和二十三年二月一日より、二十六年十月五日まで、身延町警察署に編入されていた。昭和四十四年四月一日身延山警察官駐在所と改称した。



身延山警察官駐在所

## 三、身延幹部警察官派出所

身延地域の発展に伴い、治安維持上、大正八年（一九一九）四月一日大野七九九番地の民家を借用し、南部警察署身延部長派出所を新設した。しかし、同年十二月受持区域内有志の寄付金により、大野一三番地に新庁舎を建設しここに移転した。

昭和八年（一九三三）一月十六日警察事務の遂行上、町の中心にある梅平六五一番地に移転したが、昭和二十三年三月新警察法の施行により、身延町にも自治警察署が設けられたので、同年三月七日巡查部長派出所は廃止された。しかし、昭和二十六年九月三十日身延町警察署の廃止により、再び町警に代る派出所が必要となり、同年十月一日町警庁舎をそのまま身延警察部派出所とした。下山駐在所・身延駐在所・梅平駐在所・豊岡駐在所・角打駐在所・帯金駐在所を管轄したが、昭和二十八年巡查部長派出所に改称された。昭和三十九年四月帯金駐在所は廃止になり身延駐在所の兼務となった。また、昭和四十三年四月一日豊岡駐在所は廃止された。昭和四十年機構改革により身延幹部派出所と改称、昭和四十二年七月身延町所有の現在地に県費をもって庁舎新築工事に着工し、同年十一月十五日落成、昭和四十四年四月一日身延幹部警察官派出所と改称し現在に至っている。

### 幹部派出所歴代受持担当者

代	赴任年月日	氏名	官名
1	昭二六、一〇、一	関戸彦種	警部補
2	昭二七、四、一	古屋光国	〃
3	〃 不詳	川口盛治	部長
4	昭三一、一〇、一四	橋本稔	〃
5	昭三三、七、一九	宇治甲子春	〃
6	昭三六、三、八	内田勇一	部長
7	昭三八、一〇、一	加賀美忠	〃
8	昭三九、三、二一	土屋宣夫	〃
9	昭四二、三、二六	遠藤勇	〃
10	昭四三、三、二六	佐野孝	〃

#### 四、豊岡巡査駐在所

明治二十三年（一八九〇）五月設置されたが、駐在所は民家を借用し、転々と移転して警備にあたっていた。大正十三年（一九二七）二月十日豊岡村相又四〇五番地に敷地一六六平方メートル、建坪六六平方メートルの木造平屋建の駐在所を新築し、旧豊岡村を管轄したが、昭和四十三年四月一日の機構改革に伴い、豊岡駐在所は廃止され、身延幹部警察官派出所の第二区となった。

#### 五、身延駅前警察官駐在所

南部警察署管下の旧大河内村は明治十六年（一八八三）より二十七年まで、一時市川警察署の管轄に属したが再び南部署に属した。明治二十三年（一八九〇）一月より、旧西八代郡大河内村帯金に駐在所をおき大河内巡査駐在所と称し、旧大河内全般を受け持ち区域として警備にあつたが、明治四十年（一九〇七）八月駐在所を角打に移した。

その後富士身延鉄道敷設工事ともない、多くの土工、人夫等が入って来たのでこれ等の取締まり上、大正六年地元村長以下が本署に陳情し、現在の身延町角打五九六番地の鉄道用地を当時の大河内



身延駅前警察官駐在所

村長名で借用し、木造二階建一八・八平方メートル瓦ぶきの建物を建設しここに移転し、昭和四十四年二月改築し現在にいたっている。大正六年（一九一七）移転してから角打駐在所となり、昭和三十七年四月一日、身延駅前駐在所と改名された。角打駐在所当時の昭和二十九年三月七日までは、管轄も当時の大河内村角打・和田・大島・樋の上、および身延町大野部落も含まれていたが、その後身延町が自治体警察署になったので、大野部落は管轄区域外となり、町警廃止後も梅平駐在所の管轄となった。昭和三十九年四月、帯金駐在所が廃止になったので、その管轄区域を兼務することとなった。昭和四十四年四月一日身延駅前警察官駐在所と改称する。

#### 六、帯金巡査駐在所

はじめ大河内巡査駐在所として帯金にあつて、大河内村（当時）全般を受け持ち区域としてきたが、大河内村が延長八キロメートルもあり、しかも交通不便で有事の際警備極めて困難なため、明治四十年八月駐在所を角打に移し、大正六年再び身延町帯金一五〇五ノ一番地に四九・五八平方メートル（国有）、四九・五八平方メートル（民有）を借用し、木造九九・一七平方メートルの建物を建設し帯金駐在所として発足した。丸瀧・大崩・椿草里・帯金・大袋・塩之沢・上下八木沢部落を受け持ち区域とし警備に当たつたが、昭和三十九年四月一日で上・下八木沢部落は下山駐在所管轄に移管になり、同時に帯金駐在所は廃止、身延駅前駐在所の兼務となった。

#### 七、林野警察巡査出張所

明治四十三年（一九一〇）南部警察署内に林野巡査が配置され、旧大河内村塩ノ沢林野巡査出張所が置かれた。出張所は同地内の民家を借用し地



ている。

四十一年度と比較して、ぐ犯不良行為で補導した少年は三分の一に減少しており、他の犯罪少年も半分に減っているが、集団で犯罪が行なわれているので、この方面に重点をおき補導を実施している。

### 第五節 激増する交通事故とその対策

#### 一、交通事故発生と原因の探究

南部署管内の主要道路の幅員は七・二メートル以下の狹隘道路であり、長距離輸送および砂利等を運搬する大型ダンプカーの運行が激しく、狭い道路での追い越し等も無理を生じこれに加えて小中学校児童生徒のほとんどが国道を横断しての登下校であり、更に市街地化した商店街においては青空駐車が列をなし、狭い道路を更に狭くし、この管内に発生する事故の大部分はこのようなことに起因している。



激増する交通事故

#### 交通事故発生状況

内訳	件名	人身物		発生場所								死傷者		内訳					損害額
		人身事故	物体事故	町別		道路別						死者	負傷者	幼児	小学校	中学校	高校生	一般	
				身延町	南部町	富沢町	国道	県道	町道	その他									
件数	102	63	39	53	26	23	71	24	4	3	4	82	2	2	4	4	74	5,136,000	
%		62	38	52	25	23	69	24	4	3	8	92	2.3	2.3	4.7	4.7	86		

事故運転者居住調								原因																	
管内				管外				事故原因別										事故車種別							
身延町	南部町	富沢町	計	管内	管外	計	運転者の身体原因	歩行者自転車介入	徐行違反	安全運転義務違反	前方不注意	速度の出しすぎ	いねむり	追越し不適當	無免許	めいてい	その他	大型貨物	大型	普通貨物	普通業務用	軽	原付一種	自動三輪	その他
24	17	11	52	14	36	50	90	12	3	30	13	18	2	3	6	2	25	42	1	14	24	4	12	5	
24	17	11	51	14	25	49	88	12	3	28	13	18	2	3	6	2	25	41	1	14	23	4	12	5	

交通事故を絶滅して明るい住みよい町をつくるために、昭和三十八年六月二十五日身延町議会は、県内他町村に先がけ、身延町を「交通安全の

二、本町における交通事故対策

時間関係

時間	0	5	7	9	11	13	15	17	19	21	計
	5	7	9	11	13	15	17	19	21	24	
件数	4	13	11	9	18	11	10	15	6	5	102
%	4	13	11	9	17	11	10	14	6	5	100

場所関係

場所	市街地					非市街地					総合計				合計
	交叉点	曲線	直線	踏切	合計	交叉点	曲線	直線	踏切	合計	交叉点	曲線	直線	踏切	
件数	9	8	23	0	40	6	20	30	1	57	15	28	53	1	102
%	22.5	20	57.5	0	100	10	35	53	2	100	15	27	57	1	100

交通事故発生状況

年度別	月別												計	比率
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
40	8	6	20	12	10	15	13	13	7	8	10	14	136	
41	15	5	6	9	5	7	6	11	17	8	12	11	102	75% (前年比)

町」にすることを左記のように宣言した。  
交通安全宣言

最近における自動車などの交通機関の異常な発達とともに、交通災害もまた加度的に増加し今や人間生活の新たな脅威となり、交通事故の防止は国民運動として盛りあがろうとしている。

身延町は南部町とともに静岡県に接近し、静岡県とは富士川に沿って南北に縦貫する国鉄富士身延線と、一級国道五十二号線（清水市葦崎回り甲府市）によって主たる交通が行なわれているが、身延町内には日蓮宗総本山である身延山久遠寺があり、なお木材などの林産業が盛んで、このため身延山への参詣客や、木材等の自動車による輸送が国道に集中される関係から、近年急に国道における交通が激増し、これに比例



歩道橋で安全に……（下山小入口）



下山地区の交通安全指導

してその道路環境等から交通事故も多発地区となり、道路交通に不安と恐怖の影が絶えずつきまわっていることはまことに遺憾である。しかし、この国道は山静両県を結ぶ唯一の道路であり、輸送には重要な幹線である関係から、この道路を有効且つ安全に活用することが必要であるとも考える。

思うに交通事故の防止は、基本的には自動車の運行需要と道路の許容量の均衡をはかるとともに、交通秩序を維持することにあることは申すまでもないが、頻発する交通事故の大半は人的原因によるものであり、したがって人間の努力によつてこの災害を未然に防ぐことができるものであるが、従来のように、警察機関等の一部の機関や団体の事故防止活動のみでは、最近の交通事故の激増および交通事情からして事故を防止し、交通安全とその円滑化をはかることは、困難な情勢に立ち至っていることが明瞭である。したがって、われわれ身延町民も自らの手で交通の不安から自分自身を守り、交通の安全を取締まり機関にのみ委ねることなく、進んでこれに協力し自他ともどもの生命を尊びいとおしむ精神を基調として、互いに交通道徳を守り交通安全の知識を身につけ、悲惨な交通事故の絶滅を期するよう力を合わせるべきである。よつて身延町議会はここに全町民がこの地域社会の暖かい愛情をもつて心一つにして、絶えず交通安全確保の町ぐるみ運動を強力に進め、もつて交通事故を絶滅し明るい住みよい町をつくるため、身延町を「交通安全の町」とすることを宣言する。

昭和三十七年五月二十五日

身 延 町

しかし四十一年度中における南部署管内事故発生状況を見るに、一〇二件の半数五三件が本町において発生しているので事故防止については万全を期し、次のような対策がとられている。

### (一) 交通取締まりの強化

交通量の激増と現在の道路状況では、取締まりを強化して事故防止にあらたることが急務と認められるので、南部署は独自の計画取締まりの外、外勤々務員による常時取締まりを強化して事故防止に当たっている。

### (二) 指導、教育の徹底

警察署は関係機関団体と緊密な連絡のもとに、雇用者、運転者、幼稚園、保育園、各小中高校およびその他一般民衆に対して講習会、座談会、交通安全教室等の開設による指導教育をして事故防止にあたっている。

### (三) 安全施設の整備

危険箇所にカーブミラー、ガードレール、危険標示柱、横断歩道、横断旗等各種の施設を整備しまた学童、園児の通路の設定をして事故防止にあたっている。

### (四) 交通規制の実施

速度制限・追越禁止区域・学童横断歩道・駐車禁止区域等の設定に加え、歩道橋の架設、歩道設定の促進などによつて事故防止の万全を期している。

### (五) 住民の協力

交通事故防止は、地域住民の総ぐるみ体制が必要であるので既存の交通安全協会、運転者会、学校安全会自治班等の強化をはかるとともに、交通安全母の会、その他職域運転者会の結成、町内会へ交通安全の部落設定等により、各団体員内部からの事故防止に対する意識の高揚をはかり、事故防止対策の一環としている。



歩道橋ができるまでの横断歩道（身延小前）

## (六) 交通災害共済制度の発足

交通災害の激増という状況の中で、昭和四十一年に埼玉県川口市が独自にはじめた自治体の交通共済制度はたちまち全国にひろまった。住民がわずかな掛金(一日一円でいど)を出しあって、交通事故による死傷の場合、すみやかに見舞金がおくられるというアイデアは、既成保険・共済制度にない便利さが好評をよんで、市町村単位、さらに全県単位で実施するところが多くなった。

山梨県においても、昭和四十三年より県町村会が主体となって全県的な規模でこの制度を実施しようという計画がなされ、昭和四十四年十月一日より、県下五七町村で「山梨県町村交通災害共済組合」を設立、いわゆる「一日一円交通共済」を発足させることになったのである。

本町においても、九月四日の臨時町議会でこの共済組合への加入を議決、ただちに町民にたいする主旨の説明と徹底、区長を通じての加入奨励にのり出した。十一月三十日現在の加入申込者数は、三八一七名(加入率三〇・五三パーセント)である。

### 制度の概要

(加入資格) 県下の町村に住所を有する者で、住民登録または外人登録のすんでいる人。

(共済掛金) 一人年額三六五円

(共済期間) 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

(災害見舞金) 死亡の場合五〇万円

傷害の場合一〇万円(全治六月以上)

五万円(全治三月以上六月未満)

三万円(全治二月以上三月未満)

二万円(全治一月以上二月未満)

一万円(全治二週間以上一月未満)

五千円(全治一週間以上二週間未満)

(対象災害) 電車、モノレール、トロリーバス、自動車、航空機、船舶、

原動機付自転車、農耕用トラクター等の交通により受けた災害(死亡・傷害など)

(請求期間) 災害を受けた日から五年以内  
(見舞金の請求) 請求書に組合員証、警察署長の事故証明・診断書(死亡のときは検案書・戸籍謄本)をそえて町役場へ提出する。

## 第六節 警察協力団体

治安の維持は、地域住民の警察に対する支援と、協力がなければ達成できない。南部警察署の各種協力団体の構成員として本町からも数多く選出されているので、これ等の所属団体並びに身延町協力団体として活動している団体の設立年月日、目的、事業等をあげる。

### 一、南部民主警察協議会

昭和二十八年四月、南部署管内各町村の執行部、議会の代表者、有識者をもって警察と管内住民の融和を図り、相互の理解と協力により、民主警察の推進確立に寄与することを目的として、南部民主警察懇談会を設立したが昭和三十五年四月協議会と改称し次の事業を行なっている。

- イ 公衆と警察の融和を図る事業
- ロ 公衆に対する警察広報への協力
- ハ 民主警察推進のための活動
- ニ 警察運営改善のための研究協議
- ホ その他本会の目的を達成するため必要な事業等

## 二、防犯協会南部支部

昭和二十四年二月二十二日、山梨県防犯協会南部支部として設立された。犯罪のない明るい社会をつくることを理想として管内住民の防犯思想を昂揚し、その自主的活動による各種犯罪の防止並びに犯罪捜査その他、非常事態発生の際警察機関に協力し、民警一体の下に、管内の治安確保を期すことを目的として、次の事業を行なっている。

- イ 防犯対策の調査研究
- ロ 防犯思想の普及徹底
- ハ 防犯施設の拡大強化
- ニ 青少年の輔導
- ホ 単位防犯協力並びに職域防犯組合の行なう防犯活動の支援
- ヘ 防犯功績者の表彰
- ト 犯罪の予防、検挙への協力
- チ その他明るい社会達成のため必要な事項

## 三、学校警察連絡協議会

南部署管内、小中高大学を含む学校の教師と警察によって、地域児童生徒の生活指導を中心とする非行化防止の機関で昭和四十年四月一日設立された。管内児童生徒の非行と事故防止をするために、学校と警察は緊密に連絡提携して、これ等の校外生活の輔導をし、心身の健全な育成を図ることを目的として、次の事業を行なっている。

- イ 非行防止対策と調査研究
- ロ 校外生活実態の把握
- ハ 街頭輔導と事後輔導
- ニ 善行児童生徒等の表彰

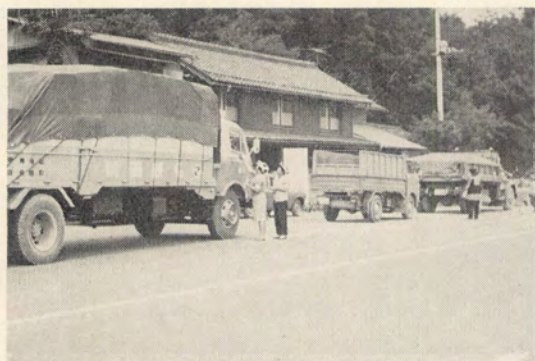
ホ その他目的達成に必要な事項

## 四、交通安全母の会

会員は各地域の婦人会員をもって会員として、町内各地域に左の通り設立されている。

- イ 下山交通安全母の会 昭和四十一年四月
- ロ 角打交通安全母の会 昭和四十二年四月
- ハ 豊岡交通安全母の会 昭和四十二年十月
- ニ 丸滝交通安全母の会 昭和四十三年十二月
- ホ 大島交通安全母の会 昭和四十四年二月

会員相互の理解と協力により交通安全運動を推進し、地域住民を事故から守ることを目的として、次の事業を行なっている。



下山交通安全母の会の活動



知事表彰を受けた下山交通安全母の会

- イ 春秋の「交通安全運動」に出動し、交通指導にあたる。
- ロ 毎月十日の「県民安全交通の日」に出動し、交通指導にあたる。
- ハ その他交通安全思想の普及徹底に努める。

なお下山交通安全母の会は昭和四十三年度優良団体として特別表彰された。

#### 感謝状

下山交通安全母の会殿

貴会は交通安全に深い理解と関心を寄せられ多年にわたり交通安全活動に尽力されましたその功績はまことに多大でありますので記念品を贈り感謝の意を表します

昭和四十三年十一月二十五日

山梨県交通対策推進協議会長

山梨県知事 田 辺 国 男

### 五、南部運転者会連合会

この会は南部署管内運転者と本会の事業を賛助する者をもって組織している。会員は各地域の運転者をもって会員とし、会を構成している。本町においては左の通り設立されている。

- イ 豊岡運転者会 昭和二十六年十月
- ロ 身延門内〃 昭和三十三年四月
- ハ 身延門外〃 昭和三十三年四月
- ニ 大河内〃 昭和三十三年四月
- ホ 下山〃 昭和三十七年四月

会員の資質の向上と、交通事故防止に努めるとともに、交通の安全と円滑を図るを目的として、次の事業を行なっている。

- イ 会員の資質の向上を図る諸事業
- ロ 交通安全のための指導訓練

- ハ 交通安全および事故防止に関する奉仕活動
- ニ 交通安全対策の調査研究
- ホ 交通道徳および交通安全思想の普及活動

### 六、南部交通安全協会身延支部

この会は交通道徳の向上と、交通事故の防止につとめ、交通の安全と円滑を図る目的をもって、昭和八年、山梨県交通安全協会南部支部として発足し、昭和三十八年南部交通安全協会と改称し、身延支部が発足し現在に至り、次の事業を行なっている。

- イ 交通道徳および交通安全思想の普及宣伝
- ロ 交通安全に関する諸施設の設置並びにその維持改善
- ハ 交通安全対策の調査研究
- ニ 交通功労者および優良運転者の表彰
- ホ 交通従業員の指導教育
- ヘ その他本会の目的達成に必要な事項

### 七、身延町交通対策推進協議会

#### 沿革

自動車の急激な増加と共に交通事故も激増しており、尊い人命を交通事故から守るといふことで、昭和三十七年九月二十二日に、県議会より、「交通安全宣言に関する意見書」が出され、これにもとづいて、九月二十七日に、「交通安全県」を宣言して県民運動としてスタートした。

本町は、昭和三十七年六月二十九日の議会において「身延町交通安全町宣言」を決議し、これらの趣旨に呼応して同年七月十八日身延町交通対策推進協議会が設立された。

協議会の主なる事業は次のとおりである。

- 一、交通事故防止運動の推進に關すること
- 二、交通安全思想の普及徹底と交通道德の高揚に關すること
- 三、交通事故防止上必要な調査研究に關すること
- 四、交通安全教育の推進に關すること
- 五、道路および交通環境の整備改善に關すること
- 六、交通安全推進機関、団体の育成助長に關すること
- 七、被害者救済対策の確立に關すること
- 八、その他この協議会の目的達成に必要なこと

役員構成

- |      |        |                            |
|------|--------|----------------------------|
| 会 長  | 一名     | 町長                         |
| 副会長  | 五名     | 交通安全協会支部長（下山・門内・門外・豊岡・大河内） |
| 常任委員 | 若干名    |                            |
| 監 事  | 二名     |                            |
| 顧問   | 南部警察署長 | 南部交通安全協会長                  |
|      | 土木事務所長 | 南部連合運転者会長                  |
|      |        | 身延                         |

委員及び役員の任期は二年、年一回定期総会を開催、常任委員会は必要に応じて随時開催されることになっている。

八、その他

青少年輔導連絡協議会、森林防犯協会、防犯隣組等があり、警察行政に協力し活発に活動している。

第二章 消防

新しい消防団の運営は、戦後町村自治の基本に立脚した消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号）および消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第一八六号）が制定公布され、明治以来長い間警察の指揮監督下に置かれていた消防は、組織法第二十四条の「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力しなければならぬ」の条文を残して警察から独立し、消防の責任及び権限のすべてが市町村に委譲された時から始まる。

消防組織法の第一条には「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減することをもって、その任務とする」と消防の目的及び任務が明示され、更に同法第六条に「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する」とまた同法第七条に「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」と規定され、又同法第八条に「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならぬ」とあり、ここに消防の維持管理運営の全責任は、当該市町村が負わなければならない事となり、旧来の古いきいたりや伝統から脱皮し、近代消防へと発展して来たのである。

消防法はその第一条に「この法律は火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とあり消防本来の目的として、火災の未然防止とその鎮圧、火災や地震等の被害の軽減をその責務とする消防活動の基本理念を明示して、第一章総則（第一条 第二条）、第二章火災の

予防（第三条―第九条）、第三章危険物（第十条―第十六条の六）、第四章消火の設備（第十七条―第二十一条）、第五章火災の警戒（第二十二条―第二十三条）、第六章消火の活動（第二十四条―第三十条）、第七章火災の調査（第三十一条―第三十五条の三）、第八章雑則（第三十六条―第三十七条）、第九章罰則（第三十八条―第四十六条）、付則（第四十七条―第四十八条）の九章四十八カ条にわたり消防活動の基本的活動事項を定めている。

この消防組織法と消防法及び水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）のいわゆる消防三法制定公布により、市町村における消防の組織並びに施設の整備充実強化が着々となされ、近代的機械化消防団建設へとたくましい前進が続けられて来た。

第二次世界大戦の終結による敗戦の痛手の中にあつて、戦後いち早く制定公布を見たこの消防三法により、占領軍治下における唯一の認められた自衛団体としての消防団の活動は、戦後の極度の荒廃と混乱した世相の中で、一糸乱れぬ統制を堅持しながら地域住民の安寧秩序を守り、水火災の防圧に身をもつて挺身し、祖国復興に大きな役割を果たしたのである。

昭和三十年二月十一日、一町三カ村合併による新町の発足に伴い、各種団体の統一に率先して団の再編成を行ない、「身延町消防団」として近代的自治消防の建設に努力し、機械器具の整備充実、規律訓練の徹底強化に、消火防犯思想の普及宣伝に、輝やかしい成果をおさめて今日に至ったのであるが以下今日まで本町消防の発達と沿革のあとをたどってみることにする。

## 第一節 消防の沿革

### 一、消防三法とその意義について

敗戦による極度の荒廃と混乱の中から新しい日本の再建が始まり、新憲法の施行に伴う国内諸制度の一新に即応して、消防についても法律的に飛躍的な改正が行なわれ、自治消防が確立されてきた。

昭和二十二年五月・勅令第一一八〇号で消防団令、同年十二月には消防組織法が制定され、二十三年三月、警察法とならんで施行され、消防は長い伝統から脱却して警察から分離独立、官設消防は全面的市に町村に委譲され、根本的な大改革を遂げることとなったのである。そこで毎年三月七日を全国一斉に消防記念日と定め、火災予防運動を実施し、大々的に記念行事をすることとなった。

昭和二十三年七月には消防法が成立、八月一日から施行されることとなり、従来の消火一点張りの消防行政機関として予防、警戒等の措置はもちろん、火災現場における執行権、火災調査権などを付与され、消防組織法とともに、消防の二大法典として、組織・運営・活動面が法律によって定められ、その面目を一新、新しい時代に即応する消防として発展の道が開かれることとなった。

新消防制度の確立により、県においてもその事務一切を警察部より総務部に引き継ぎ、警察署で担任していた事項は地方事務所において行なうこととしたが、県はあくまでも助長行政的な面の指導を行なうのみであつて、消防の組織並びに施設の整備充実強化はすべて自治体である市町村に委ねられた。

当時の旧身延・豊岡・大河内・下山等の町村においては、消防の画期的

な制度の改革に伴い、いち早く消防団条例・消防団規則・消防委員会規程・火災予防条例、等々の制定を行ない、着々として行政面における整備を充実し、自治体消防の発達を図ってきた。

昭和二十八年七月、消防施設強化促進法（法律第八十七号）が制定され、その第一条に「この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もって社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする」とあり、消防施設の強化に対する地方自治体の財政的困難を補うために、消防施設の整備・機械器具の購入等について、その費用の一部を国が補助することとなった。このため地方町村においても消防の機械器具の整備、防火施設の設定等が急速に行なわれ、本町においても消防団員の涙ぐましい努力と相俟って、消防の整備充実強化を行ない、急速に近代化消防へと発展してきたのである。

## 二、身延町消防団条例とその内容

昭和三十年二月十一日、旧身延・旧豊岡・旧大河内・旧下山の一町三カ村を合併して身延町として発足した本町は、長い歴史と伝統をもつ四カ村消防団の物心両面にわたる完全なる統一をはかるために、消防組織法と消防法とに準拠した関係条例・規則を制定公布し、本町消防団の指揮系統の確立をはかった。

次に本町消防団条例の主なる条文を抜粋してみることにする。

### 身延町消防団条例（身延町条例第二六号）

第一条（通則）消防団員（以下「団員」という）の定員・任命・給与・服務に

ついてはこの条例に定めるところによる。

第二条（定員）団員の定数は七四〇人とする。

第三条（任命）消防団長及び副団長（以下団長および副団長という）は消防団

の推薦に基づき町長が、その他の団員は長が次の各号の資格を有する者の中より町長の承認を得てこれを任命する。

一、本町に居住する志操堅固、身体強健の男子であつて年齢十八年以上四十五年未満であること。

但し団長・副団長・正副分団長等にして特に必要がある時はこの限りでない。

二、団長の場合は志操堅固・身体強健であつて団長たるに足るものとして消防団より推薦された者である事。

第七条（服務規律）団員は団長の召集によつて出動し、服務するものとする。召集をうけない場合であっても、水・火災その他の災害の発生を知った時は、予め指定するところに従い直に出動し、服務に就かなければならない。出動した団員が解散する場合は人員及び器械器具につき団長の点検を受けなければならぬ。

第八条 団員は予め定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第十二条（給与）団員には次の手当を支給する。

出動手当 一回一〇〇円（現場において事務に従事した者に支給する）

技術手当、月額五〇円 被服手当 年額二〇〇円 その他臨時必要と認めたまゝの

一、前項の手当の給与額は右の基準により毎年予算の範囲内でこれを定める。

第十三条 消防組織法第十五条の四の規定に基く、消防団員の公務災害補償は山梨県町村消防団員公務災害補償組合に加入し、山梨県消防団員公務災害補償条例に定める補償を以てこれに充てる。

以上通則・定数・任命・退職・懲戒・服務規律・給与等第十三条、付則二条によつて成り立ち、全文十五條に及んでいる、

次に本町消防団規則の主なる条文を抜粋してみよう。

### 身延町消防団規則（身延町規則第二号）

#### （団の設置）

第二条 消防団に団長・副団長・正副分団長・部長・副部長及びその他の団員を置く。団長は団の業務を統轄し、団員を指揮して法令・条例及び規則の定める職務を遂行し町長に対しその責に任ずる。

正副分団長・部長及び副部長等の役員は団員の中から団長がこれを命命する。

第三条 団長事故あるときは副団長が、団長及び副団長とも事故あるときは団長

の定める順序に従い分団長又は副分団長が団長の職務を行なう。但しこの場合、団長が死亡、罷免退職又は身心の故障によってその職務を行なうことのできない場合を除いては正副分団長・部長及び副部長の命免を行なうことはできない。

第四条 団長・副団長・正副分団長の任期は二カ年とし、部長副部長の任期は一カ年とす。但し重任は妨げない。

(消火及び水防等の活動)

第十条 水害その他の災害に現場に到着した消防団は設備、機械、器具及び資材を最高に活用して生命身体及び財産の保護に当り損害を最少限度に止めて、水災の防禦および鎮圧に努めなければならない。

第十一条 消防団が水災その他の災害現場に出勤した場合は次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

一、消防団長指揮の下に行動しなければならない。(消防団長は町長所轄の下に行動しなければならない。)

二、消防作業は真摯に行なわなければならない。

三、放水口数は最大限に消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害を最少限度に止めなければならない。

四、分団は相互に連絡協調しなければならない。

五、服務中に功を争い又は持ち場を離れるようなことがあってはならない。

第十二条 水災その他の災害場において死体を発見したときは、責任者は町長に速かに報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(別表)

分団名	区(大字)域	備考
下山分団	下山・粟倉	
身延分団	身延・梅平・波木井・大野	
豊岡分団	小田船原・門野・大城・相又・清子・光子沢・横根中	
大河内分団	上八木沢・下八木沢・帯金・大笠・椿草里・丸滝・角打・大崩・和田・大島	

(教養及び訓練)

第十六条 団長は団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の錬磨に努め定期的にこれが訓練を行なわなければならない。

第五条 別表による各分団の区域は次表の通り。(前掲)

下山分団

(一部) 下山(二部) 下山(三部) 粟倉

身延分団

(一部) 身延(二部) 波木井(三部) 身延(四部) 大野(五部) 梅平

豊岡分団

(一部) 清子(二部) 横根中・光子沢(三部) 相又(四部) 小田船原(五部)

門野・大城

大河内分団

(一部) 上八木沢・下八木沢(二部) 帯金(三部) 大笠・椿草里・大崩・塩之

沢

(四部) 角打(五部) 和之田・樋上(六部) 大島(七部) 丸滝

旧一町三カ村の消防団をそれぞれ四箇分団とし、その責任区域を別表に定め、以下団の設置・宣誓・水災その他の災害出動・消火及び水防等の活動・文書簿冊・設備資材・教養及び訓練・表彰・制服等全文二十三条にわたり、消防団員の火災及び水防等の活動の基本的事項を定めてある。

かくして町村合併と相呼応して新発足した身延町消防団は、町村自治の基本線にそって自治消防の態勢を確立、近代的消防団としてますますその組織を強め、消防本来の防火・防災の業務に挺身し、逐年発展してきたのである。

### 三、消防委員会制度について

戦時下警防団令(昭和十四年勅令第二十号)に依って統制されていた消防団も、消防団令(昭和二十二年四月勅令第八十五号)の発令公布により、防空等の任務が除かれ、消防本来の使命遂行のため、幾多の改善がなされた

のである。以下消防団令の主なる条文を抜粋して、当時の改正のあとを回顧して見ることとする。

消防団令 (昭和二十二年四月三十日勅令一八五号) 抜粋

第一条 消防団は郷土愛護の精神をもって社会の災厄を防止することを目的とし水火災の予防警戒及び防圧、水火災の際の救護並びに其の他の非常災害等の場合における警戒及び救護に従事するものとする。

第四条 消防団は消防団員を以てこれを組織する。消防団員は市町村長がこれを命免する。消防団員は当該市町村の住民の中から消防委員会の推薦した者をこれに命じなければならない。

第八条 市町村は消防委員会を設置しなければならない。但し特別の事情のある市町村においては条令で其の区域を分けて各区域につき消防委員会を設置することができる。消防委員会は市町村長消防団長所轄消防署長及び所轄警察署長並びに市町村会議員及び学識経験のあるもの若干人をもってこれを組織する。

消防委員会は消防団に関する重要事項について関係行政庁の諮問があつたときはこれに意見を答申しなければならない。消防委員は前項の事項について関係行政庁に建議することができる。消防委員会は市町村長の求めに應じこれに消防団員たるべき者を推薦しなければならない。この勅令に定めるものの外消防委員会に関し必要な事項は市町村が条例でこれを定める。

第九条 消防団は警察部長又は警察署長の所轄の下に行動するものとする。

第十条 消防団は警察部長又は警察署長の命令があるときはその区域外においても第一条の業務に従事しなければならない。

(旧身延町消防団規より、以下略)

全文二十条にわたる本法の公布により、従来の警防団令は廃止され、逐次自治消防へと移行して行くのである。

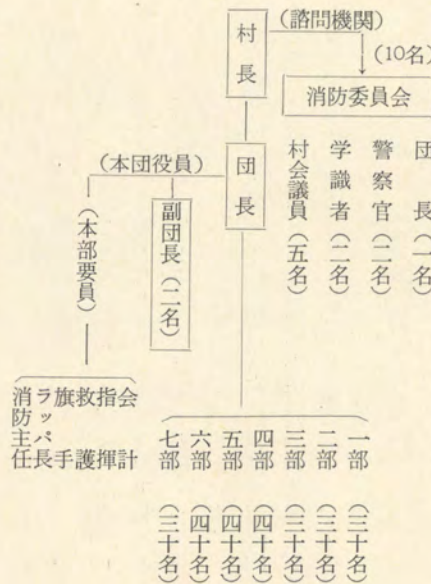
本法は消防組織法の施行になるまでの団令であり、いまだ全く旧来の官治統制から脱却したものではなかった。それは本法第九条第十條を見れば明らかであろう。

しかし本法施行により各市町村は第八条により、消防委員会を設置し、戦争によって大打撃を受けた消防団の組織再編成、機械器具等の内容整備

に乗り出し、消防本来の意気と誇りの伝統を身につけた優秀な幾多の先輩の努力によって、着々とその充実強化が図られた。

昭和三十年(町村合併時)

大河内消防団指揮系統一覽表



注 (第四条による委員の構成を示す)

次に本町合併時における身延町消防委員会規程について主なる条文を抜粋することにする。

身延町消防委員会規程 (抜粋)

第一条 身延町消防団運営に関する諮問機関として身延町消防委員会を置く

第二条 委員会は左に掲げる事件につき調査審議する。

一、身延町消防規則第十五条に規定する設備資材に関する事項

二、身延町消防規則第十七条に規定する表彰に関する事項

三、身延町消防団条例第五条に規定する懲戒に関する事項

第三条 委員会は十人を以てこれを組織する。

第四条 委員会は左に掲げる者の中から町長が委嘱する。

一、町会議員 五人

一、学識経験者 五人

前項の規程による委員のうち町議會議員については議会の議決でこれを指名し、学識経験あるものについては町長が委嘱する。

以上全文九条にわたって規程してあるが、町村合併にともなう消防団の統合等に依り、また消防組織法・消防法等の新法の趣旨徹底により、消防委員会の活動並びにその機能が充分發揮されないままに廃止された。

合併時における大河内村消防団指揮統一覽表を前頁に掲げたので参考とされたい。

#### 四、本町消防の沿革

##### (一) 明治以前

旧幕時代、定火消、大名火消及び町火消があり、定火消は慶安三年（一六五〇）徳川三代將軍家光のとき、四千石以下の旗本を頭として置かれたのが、官設消防の始めとされている。大名火消は享保年間の創始で、大手方・桜田方・上野寛永寺等の要所を譜代大名が受持ち、外様大名はそれぞれの藩邸にこれを置き、火災発生時に備えた。享保三年（一七一八）いろは四七組の町火消が創設され、江戸八百八町の消火活動を行なったのが、我が国自治消防の始まりであり、威勢のよいハッピ姿に象徴されている。

本県の消防は今より三百年前の万治三年（一六六〇）甲府町火消制度の設定を発祥とするが、当地方には確たる組織的なものはなく、わずかに各部落に自衛的なものがあつたに過ぎなかつた。

##### (二) 明治時代

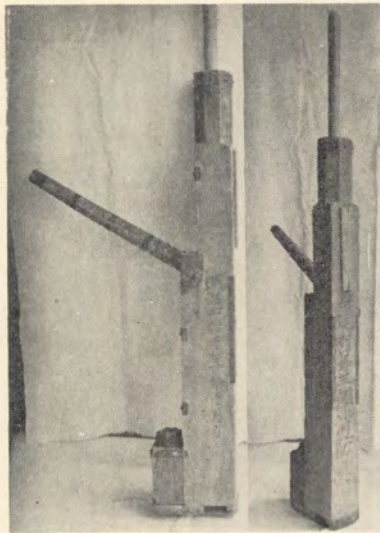
明治維新による庶政の一新は、近代日本の黎明となり、消防も定火消、大名火消を廃して、町火消の自治消防組織だけを残すこととなった。明治

五年（一八七二）江戸の華とうたわれた町火消のいろは組を廃し、消防業務を司法省警保局に属せしめ、同七年警視庁の創設に際し消防事務一切を管理させ、以来昭和二十二年十二月消防組織法が制定公布されるまで、消防は警察の指揮監督下に置かれたのである。

本県においては明治十一年三月県令藤村紫朗により「消防組規則」が制定公布され、消防組近代化への第一歩がふみ出され、次いで明治二十七年（一八九四）二月十日勅令第十五号に依る消防規則の公布により、甲府市はじめ十九カ村の消防組が認定設置された。これが本県最初の法的地位を持った公設消防であり、自主的な火消の制度から法的な裏付けを伴う指揮命令系統を持った消防の組織が生まれたのである。これにより、消防の技術も次第に発達し、破壊消防から冷却消防へと、近代消火技術が漸次普及して行った。

明治二十八年（一八九五）には十二カ村、二十九年には三カ村、三十年に二〇カ村、四十年には二二カ村と年々増加し、明治四十五年（一九一〇）には一三組の消防組が設立され、消防組の充実強化が促進され、明治後半における本県消防の飛躍的發展のあとを窺う事ができるのである。

本町においても明治二十七年（一九〇一）前記のように勅令をもって消防規則が發布されるや、旧大河内村ではいち早く公設消防の設置にのり出し、明治三十九年三月の村議會議事録には消防組設置を議決しこれを六部に分ち組長を選任すべき事が明記されている。腕



身延村第三部の竜吐水

用ポンプ等も大河内消防組第二部（現帯金部落）では明治四十年（一九〇七）九月、第五部（現和田部落）では明治四十二年第一部（上下八木沢部落）でも明治四十三年それぞれ購入しており、急速に冷却消防へと機械器具の整備を進めたのである。又旧身延村の第三部（現清住町、塩沢部落）には旧幕時代火消用具の最上のものでされて最も活用された「龍吐水」（天明のころ西欧人によって伝えられ田畑の灌漑に広く利用され、文化、文政のころより火消の常備する最上のものでして活用された。今日の手押ポンプの先祖である。）が明治四十一年（一九〇八）十一月購入とあり、明治四十二年一月には大野消防組創立の規約等があり、この年代に相前後して消防組の組織が設けられたことがわかる。

旧豊岡村においてはその沿革史を見るに「豊岡村警防団へ想フニ昔若衆組ナル各称ノモトニ自治体ノ火災水難ノ衝ニ当リ之ガ防止ニ努メシガ明治二十八年山梨県告示第四号ニ抛リ器具ヲ設備セル私設消防組ニ始リ令三十五年五月県令第二十一号消防組規則ニ基キ之ガ設備ノ完成ヲ期シ云云」とあり、豊岡分団第三部（相又部落）に明治四十三年購入の飛躍的發展と公が現存しているのを見ても、明治後半における本県消防の飛躍的發展と公設消防組の設置勸奨の機運に即応して、各旧村とも着々として近代消防への組織編成を行ない自衛的消防組から指揮命令系統を確立し、内容の整備充実、機材器具の設備等に鋭意その努力を結集しながら、破壊消防から冷却消防へと消防近代化への発展に多大の熱意を傾注した事が立証されるのである。

当時の峡南地方は狭隘な山間に小部落が点在し、産業も少なく交通機関はわずかに富士川の水運に頼るのみの寒村が多かったのであるが、明治改元以来の隆々たる国運の隆昌と文明開化の時運を敏感に反応し、時勢の進展に遅れる事なく、県下でもいち早く消防近代化への道を開いたのは特筆すべきことである。

### (三) 大正・昭和および戦時体制下の消防

大正から昭和にかけては「消防山梨」の声価を高らしめた本県消防の黄金時代が訪れるのであるが、これは上述の幾多先輩が熱情を傾けて消防近代化への道を開いた豊かな精神的土壌の上に、自治消防の基本理念を開花させた本県消防の輝やかしい成果であると言えるであろう。これはまた、本県の地勢峻峻であって季節風強く、一度火災発生するや常に大火災を誘発し、また富士川の激流は毎年到大洪水をもたらし、峡南地方の山間僻地に点在する部落住民は絶えず水火災の危険にさらされて生活しなければならなかった風土の特殊性からも、郷土愛護のためには水火も辞せない勇猛心と旺盛な犠牲的精神とが自然の中に育まれて来た結果とも言える。

更に消防組は地域住民の安寧秩序と生命身体財産を災害から防衛する一方、地方自治体の中堅団体として町村自治の振興に大きく寄与し、統制ある団体としてその存在を確固不動のものとし、地域住民に最も信頼されるべき団体としての印象を強く位置づけたことも、消防発展の大きな原動力となったのである。又消防の神様として全国にその名をはせた偉大な指導者小宮山清三（中巨摩郡池田村出身）により本県消防の進歩、改善、発達が促進され、逐次郡部に消防の整備強化が図られ、消防山梨の名を今に残していることも忘れてはならない。

このようにして消防組の内容は次第に強化され、大正四年（一九一五）八月三十日山梨県令第三十五号山梨県知事添田敬一郎の名によって、消防組規則施行細則が制定された。

この細則は第一章通則により組織をはじめ機械器具及びポンプ置場、備付簿冊、演習に至るまで二十五条によって規定し、第二章命令及び服務は全文九条によって規定、第三章信号は二カ条、第四章消防線によって出火場所の保存等四カ条を規定、第五章給与は五カ条、第六章表彰及び懲戒は七カ条に規定、全条五十二条にわたりこまかいところまで規定してあり、当時の本県消防の全貌がうかがえる。なお付則を見るに「明治三十一年五

月山梨県令二十一号消防組規則施行細則ハ之ヲ廃止ス本令施行前ニ設ケタル消防組ノ機械器具及被服等ニシテ本則ニ適合セサルモノハ大正六年十二月三十一日迄ニ本則ニ依リ改定スベシ但シ前項ノ期限満了ニ際機械器具及被服等改定シ難キ特別ノ事由アルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ認可ヲ受ケ従来ノモノヲ使用スルコトヲ得」とあり急速に近代消防への内容の整備強化と機械器具の充実、指揮命令の確立とが着々として図られて行ったことが立証されるのである。さらに大正六年（一九一七）には県下消防組の統一指導機関の設立の機運が高まり知事を総裁、警察部長を会長として正式に山梨消防協会が民間の後援団体として設立され、各地において消防の団体訓練等を指導し活発な運動を展開している。これは後日小宮山清三等の活躍によって全国的統一機関である大日本消防協会へと発展していくのである。

かくて大正年間に入り、旧大河内村・旧下山村・旧身延村・旧豊岡村の消防組も次第にその消防形体を確立した。

昭和年代に入るや、満州事変、支那事変など相次ぐ対外戦争の進展に伴い、消防組も機構・人員・機械等の整備充実に目ざましい発展をとげ、その活動は単に消火活動にとどまらず、社会奉仕に、水防施設の強化に、水利や道路整備にまで及んだ。

このようにして本県消防組は益々その内容形式を充実し、昭和八年（一九三三）には全県公設消防化の一大目標が打ち出され、昭和十一年四月遂にこれを完了、山梨県下一市一四町二三カ村全部に公設消防組を設置し、その数二三八組、組員三六、四八六に達し、後援団体も青年後援隊六五隊、隊員三、九六四人、女子消防隊一九隊、隊員七七三人となり、名実ともに本県消防の黄金時代を迎えるのである。

また消火思想の普及は子供から家庭への合言葉とともに、各小学校に少年消防隊を組織、二七五隊、隊員二万三、四九一人に達する盛観を呈したと記録に残っている。

この頃より内外の時局はいよいよ急迫を告げ、支那事変は拡大の一途を

辿り、遂に昭和十四年（一九三九）四月一日消防団令が公布、ここに従来の消防組と防空の民間自治団体としての防護団とが合併して「警防団」と名称をかえ、戦時国策遂行の協力団体として、新たな誕生を見たのである。

昭和十四年勅令第二十号を持って公布された警防団令の第一条には「警防団は防空、水・火、消防其の他の警防に従事するをもってその目的とする。」とあり、支那事変の拡大による内外の情勢は日に日に急迫を告げ、防空態勢の強化が要求され、戦時体制下の緊迫した情勢がひしひしと感じられるのである。

昭和十七年二月、従来の各婦人会も大日本婦人会として統合され、好むと好まざるとにかかわらず戦時体制一色に塗りつぶされて行った。

昭和十七年五月十日には大日本警防協会総裁梨本宮守正王来臨のもと、県下全警防団員を甲府に集結してその威力を示したことも、本県警防団史を飾る一ページである。

この御視閲に団員を引率して参加した本町関係者は、大河内村警防団長鈴木音次郎、下山村同山内椿房、身延町同望月源次郎、豊岡村同大沢幸房等であった。

しかし国運を賭して戦った第二次世界大戦は、わが国に未曾有の破壊と混乱を残して終戦となり、このきびしい戦中戦後を通じて郷土の安寧保持に身をもって挺身してきた消防団のみは辛くも解体を免がれ、戦後いち早く制定公布された消防関係法令の施行により、消防団は長い官治統制から脱して警察から独立、官設消防は全面的に市町村に移譲されることになり、ここに全く消防本来の業務に専念できることとなった。

思えば明治二十七年消防規則の公布を見てより七十三年間、長い伝統的組織形体を守り続けて来た消防も、新憲法の施行に伴う国内諸制度の一新に即応する民主的組織を確立、自治消防として新しく再出発し、地方自治体の発展とともに地域社会の中核的団体として一般住民の付託にこたえながら、消防近代化への限りない前進を続けることとなったのである。

## 第二節 本町消防団の活動

### 一、各地区消防団の活動

#### (一) 旧下山村消防団の沿革とその活動

旧下山村は往時下山千軒と称せられ、甲駿街道の中で最も殷賑を極めた宿場であり、古くから下山氏、穴山氏が居所を定めた所であり、火消制度もそれなりに自衛手段としてある程度組織立ったものがあつたであろうと推測されるのであるが、遺憾ながら立証する記録なく、極めて近代に至る

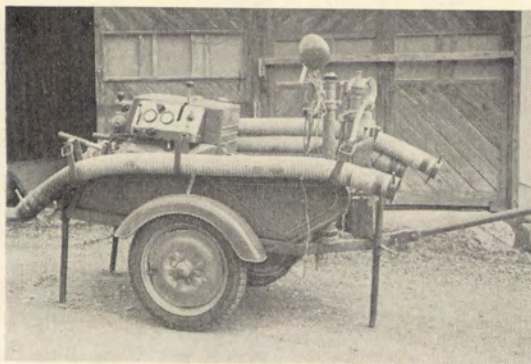
まで制度上の点については記述することができない。  
 明治以降になつて、下山地区は度重なる風水害、大火災がしばしば起り、里謡にも「下山焼けた又焼けた。三度目にや、役場も焼けて気の毒」とあるように、火災の多い地区としても有名である。この事は他地区のようには部落が点在せず、古くから河内路の重要拠点として、戦略的に又経済的に交通の要衝であり、ここに一大集落を形成し、人家が密集していたことにもよるのであり、その殷賑さを立証するすがでもある。  
 主なる火災の記録としては、明治二十九年春の火災は、風速二〇メートルの風に煽られて忽ち全村に燃え広がりに、当時千軒と称せられた部落も一朝にして灰燼に帰し、焼失せる家屋実に八千軒に達すとあり、又昭和十八年三月十八日、大工町に発生した火災は、これ又風速二〇メートルの強風で忽ち竹下部落まで猛火の中に包み、焼失家屋五〇軒に達する大災害を引き起している。



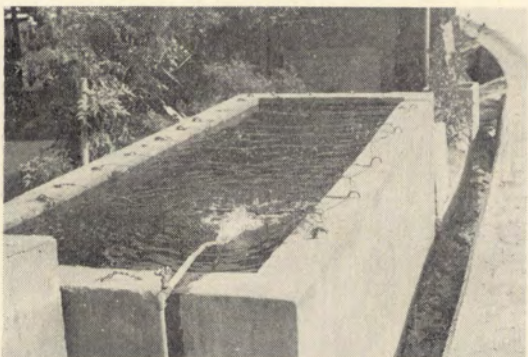
下山小原島の水防倉庫



下山分団の消防車



下山分団第二部可搬式ポンプ



下山・小原島の貯水池

このような度重なる大災害を被りながらも、歴代の消防関係者はたゆまず消防近代化への努力を傾注し、昭和三十年の身延町合併当時においては、防火用水等の施設は他の地区にまさり、新身延町になってもまず最初に水道を設置し、消火栓を完備して防火施設の充実を期した事は、本町消防史の上に高く評価さるべきものである。

こうした下山区の歴史的背景の中できびしい幾度かの試練を経て、ますます強固なる団結を保持しながら消防組の使命遂行に献身的努力を傾注して来た結果、優秀な消防人が輩出している。

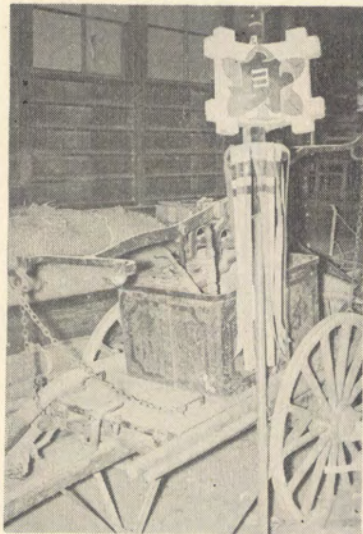
次表に旧村当時の歴代団長の氏名を掲出する。

旧下山村消防団歴代組頭並団長

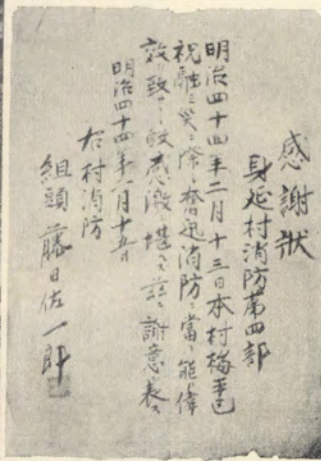
氏名	就任年月日	退任年月日	備考
土橋守吉			消防組
望月亀次郎	明治四二年	大正二年	
佐野寛	大正二年	大正五年	
佐野慶蔵	大正二年	大正一四年	
深沢豊祐	大正一四年	昭和四年	
望月皷	昭和四年	六年	
遠藤忠治	六年	八年	
望月考一	八年	一一年	
深沢英雄	一一年	一三年	
山内椿房	一三年	一九年	昭和一四、四、一より 消防団
望月栄	一九年	二三年	
佐野為雄	二三年	二三年	昭和二六、五より消防 団
近藤保	二三年	二四年	
古屋慶信	二四年	二五年	

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
石川剛	二五年	二七年	
望月定年	二七年	二八年	
羽賀竜王	二八年	二九年	
網野正一	二九年	三〇年	
上平浅蔵	三〇年		昭和三〇、二、一一より 身延町消防となる。

(二) 旧身延村消防団の沿革とその活動



大野消防組の古い腕用ポンプ  
(紀州徳川家の寄贈による)



大野消防組に授与された感謝状  
(明治44年)

旧身延村は、近代消防の発祥については、大野消防組規約を見るに、明治四十二年一月創立とあり、おおむね明治後半に至り、各部落に自治的消防組が設置されたことがわかる。

大正四年八月、山梨県令第三十五号による「消防組規則施行細則」の公布とともに、組頭藤田佐一郎によって、身延村消防組の組織編成が確立した。

昭和五年四月十九日、睦合村南部の大火災発生するや、身延村消防組は直に応援出動し、身延線内船より南部に渡る際、富士川の激流に押し流された旗手片岡常市は、遂に尊い殉職者となり、身延消防史に長くその名を残している。当時の土気旺盛なるを回顧して感慨深いものがある。

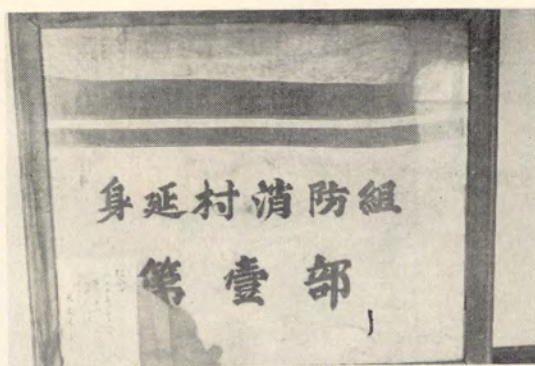
昭和六年一月一日、戸数八〇〇、



身延分団第四部（大野）の可搬式ポンプ搬送車



殉職した片岡消防手の墓



片岡消防手の捧持した身延第一部旗



身延分団第二部（波木井）の中型消防車

人口四、一〇〇の身延村は町制を施行し、消防は身延町消防組と改称、こえて同年八月十五日、時の町長深沢豊治により、消防組織変更の件が提案議決され、定員削減による合理的な消防組の運営を計った事は特筆に値する。

その理由として左のように述べている。

- 一、消防組規則施行細則改正ニ依り副組頭ヲ置クコトヲ得ルニ付之ヲ増員スルト。
  - 二、当町ハ壮年者ノ出稼多ク為メニ常時定員ヲ満シ置クコトヲ不可能ニ付真ニ勤務シ得ル実人員ニ組員ヲ減シ実績ヲ挙ケントスルニアリ。
- この改正による組織人員は左表のとおりである。

記

定員変更消防組組織表

消防組名		部 定				員				設置区域
名	部	組頭	副組頭	部長	小頭	消防手	計			
本部	第一部	一	一	一	七	九一	二	大字身延(塩沢・新宿ヲ除ク)		
	第二部			一	四	五二	五七	大字・波木井		
	第三部			一	四	三四	三九	大字身延ノ内塩沢・新宿		
	第四部			一	四	二七	三二	大字大野		
	第五部			一	五	六一	六七	大字梅平		
計		一	一	五	二四	二六五	二九六			

昭和十三年(一九三八)二月十六日、米國フォード会社製エンジンを持つ手引動力ガソリンポンプを第二部(波木井)において購入、その能力は「吸水高一二呎、ポンプ圧力一二八ポンドの時に於いて放水量毎分約一一石、ポンプ型式タービン式」とあり、当時V八と称してその威力を大いに誇っている。

昭和十四年(一九三九)三月二十九日、時の町長望月是本は警防団令(勅令第二〇号)の公布により、消防組を警防団に改組するための諮問を町会に提出し警防団への改組設置を行なっている。その概要は左記の通りである。

諮第一号 身延町会

警防団令ノ規定ニ依リ身延警防団ヲ左記ノ通り設置申請シタルニ対シ本県知事ヨリ其ノ会ノ意見ヲ諮問セラレタリ

仍テ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年三月二十九日

一、組織及定員

身延町会議長 望月是本  
身延町長

身延警防団		部 定				員				設置区域
名	部	團長	副團長	部長	副部長	班長	團員	計		
本部	第一部	一	二	一	一	八	七一	三	八二	身延町方一円
	第二部			一	一	八	五〇	六〇	〃	波木井
	第三部			一	一	四	三二	三八	〃	塩沢一円 新宿一円
	第四部			一	一	四	四三	四九	〃	大野一円
	第五部			一	一	八	三九	四九	〃	梅平一円
	第六部			一	一	三	一五	二〇	〃	本院及支院一円
計		一	二	六	六	三五	二五〇	三〇〇		

一、給与(略)  
一、予算(略)

一、設備資材

- 1、団員名簿 一冊
- 2、水利調査簿 六冊(各部一冊宛)
- 3、給与受払簿 一冊
- 4、貸与品台帳 六冊(各部一冊宛)
- 5、日誌及沿革誌 一冊
- 6、消防用機械器具 手輓ガソリンポンプ五台、腕用ポンプ七台、水道用ホース約三百七十間、ポンプ及其ノ他付属機械器具置用小屋十一棟、非常用水貯水池十二か所其ノ他ポンプ付属品一切
- 7、警報伝達用機械器具 動力用サイレン二箇、火見樽鉄製五箇、木製四箇、警鐘九箇

以上により警防団改組当時の身延町消防組の現有勢力を知ることができ



身延分団第1部の消防車

かくして警防団は戦後の昭和十二年（一九四七）五月消防団令が公布されるまで続くのである。戦後の消防団近代化への発展の時期においては、近隣の村にさきがけて消防機械化への設備充実に乗り出し、昭和二十八年八月一日、一九五三年型市原式消防自動車ポンプを購入し、身延町消防団の消火機動力を一躍倍増したのは特筆すべきことである。

左表に身延分団提供による旧村当時の歴代団長の氏名を掲げる。  
**旧身延町（村）消防団歴代組頭ならびに団長**

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
藤田 佐一郎	明治四三年		消防組頭
藤田 佐一郎	大正四年		
望月 祥	大正五年		
望月 九房	大正一〇年	大正一三年	
阪上 治良	大正一三年		昭和六年より町制施行
深沢 豊治		昭和五年	
佐野 徳造	昭和五年		
阪上 治良	昭和七年	昭和八年	
小笠原 政義	昭和八年	昭和九年	

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
藤田 常治	昭和九年		
望月 源治郎	昭和一〇年	昭和二二年	
内藤 泰作	昭和一二一年	昭和一三年	
田中 不二雄	昭和一三年	昭和一四年	一四年四月一日より警防団長
阪上 治良	昭和一五年	昭和一六年	
佐野 徳造	昭和一七年	昭和一九年	
小笠原 政義	昭和一九年	昭和二〇年	
佐野 肇	昭和二二年	昭和二四年	二二年より消防団長 二五年南部支部長
藤田 喜太郎	昭和二五年	昭和二七年	二八年南部支部長
遠藤 久雄	昭和二九年	昭和三〇年	

昭和三〇、二一、一一身延町消防団となる

(三) 旧豊岡村消防団の沿革とその活動

旧豊岡村消防団の沿革については、その沿革史に曰く「豊岡村警防団ハ想フニ昔若衆組ナル名称ノモトニ自治体ノ火災水難ノ衝ニ当リ之ガ防止ニ努メ……」とあるが、左の告知はこの間の消息を物語る文献と思われるので掲出することとする。



豊岡分団第2部の火の見櫓



警防団名	役職			設置区域
	団長	副団長	部長	
第二部				豊岡村 光子沢 保横根 大久
第三部				相又部落
第四部				小田船原部落
第五部				大城門野部落
計	一一五	一一五	一一五	

三、設備

- 1 建物(略)
- 2 機械器具

名称	数量	位置	名称	数量	位置
腕用唧筒	六		大鉤	二	
吸管	一八		軽便ポンプ	五	
水管	三三		高張	七	
水管車	五		鳶	六	
管鎗	九		提灯	二	
梯子	六		バケツ	五	
刺叉	三		手鳶	一	
喇叭	一五		水防用器具	二	

3 林野消防用器具

- 鋸 二〇丁 鍬 五〇丁 水筒 五個 手斧 一〇丁 長柄鎌 二〇丁 ス
  - コップ 一〇丁
- 四、警備費
- 1 警備総額

2 諸給与

以上の通りであり、その沿革と、当時の豊岡村警防団の現有勢力を知ることが出来る。次表に旧村当時の歴代団長の氏名を掲出する。

旧豊岡村消防団歴代組頭並団長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
佐野 亨	昭和四年	昭和六年	消防組
市川 角光	〃 六年	〃 八年	
佐野 亮	〃 八年	〃 九年	
千頭 和郷治	〃 一〇年	〃 一一年	
小山 政博	〃 一二年	〃 一三年	
佐野 里見	〃 一四年	〃 一六年	昭和一四、四、一より 警防団
大沢 幸房	〃 一六年	〃 一七年	
千頭 和政義	〃 一八年	〃 一九年	
佐野 半	〃 一九年	〃 二〇年	
佐野 要	〃 二一年	〃 二二年	
滝戸 新次	〃 二二年	〃 二三年	昭和二三、五より 消防団
千頭 和利作	〃 二三年	〃 二三年	
佐野 正信	〃 二四年	〃 二四年	
種部 締治	〃 二五年	〃 二六年	
遠藤 英烈	〃 二七年	〃 二七年	
柿島 武文	〃 二八年	〃 二八年	
望月 平蔵	〃 二九年	〃 二九年	
小山 栄	〃 三〇年		昭和三〇、二、二より 身延町消防団となる

(四) 旧大河内消防団の沿革とその活動

旧大河内村は富士川東岸に位置し、南北四里にわたり細長い区域に点在する小部落を合せた村で、明治以前における消防の記録はほとんどどうかがい知ることが出来ないが、おそらく他村と同様に各部落毎に自衛的手段によって火災水難の衝に当たってきたものと思われる。

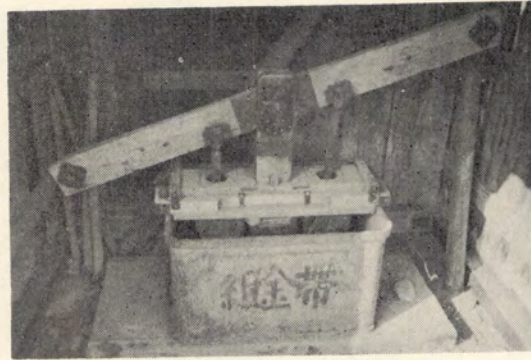
明治二十七年二月十日勅令第十五号による消防規則の公布を見るや直ちに公設消防の設置にのりだし、村議会に提案している。

明治二十八年四月十六日の村会議事録には次の如く記録されている。

「議長ハ郡長ヨリ諮問ニナリシ消防設置ノ件ヲ議スル旨ヲ宣告ス  
 第十一番議員曰ク本村ノ如キ四里ノ間ニ点々散在シアリ最モ僻陬ノ村落ニ付消防組ノ組織ハ成立スルヲ得ザルニ付従来ノ慣例ニ依リ水火ノ消防ニ任ズル事ニナシタキ旨ヲ述ブ  
 別ニ異議ナキヲ以ツテ議長ハ十一番ノ説ニ賛成直ニ起立ニ問ウ起立満場

以上の議事録に見られる様に、当時時期尚早にして公設消防設置の件は否決されているが、明治三十九年三月二十五日、時の村長望月吾三郎により村議会に提案後に決定を見たのである。  
 左に当時の村会議事録を掲載する。

消防組ヲ左記方法ニ依リ設置セラレン事ヲ陳ブ



町内の最古の腕用ポンプ (帯金)

方法 本村ヲ六部ニ分チ上下八木沢ヲ第一部トシ帯金塩之沢区ヲ二部トシ大笹棒草里大崩ヲ第三部丸滝角打区ヲ四部トシ和田区ヲ五部トシ大島ヲ六部トシ各部ニ部長一名副部長一名小頭一名ツツノ役員ヲ置キ而シテ之レヲ総轄スル組長一名ヲ置ク事トシ組長ハ村会ニ於テ投票セラレン事部長以下ノ役員ハ各部ニ於テ選任スル事

決議

満場一致ヲ以テ設立スル事ニ可決確定シ然シテ組長ノ投票ヲ行ヒシニ左記ノ氏名当選ス

拾点 名取新作

午後八時閉会ス

右のごとくして明治年代において公設消防の設置を見ていることは、当時の村の指導者がいかに大きな期待を消防によせ、またいかに消防をよりよく理解していたかという証左であり、特筆するにたることであると思う。以来鋭意消防の発展興隆に努力を傾注し、明治四十年代には第一部、第



大河内分団第4部の消防車 (角打)

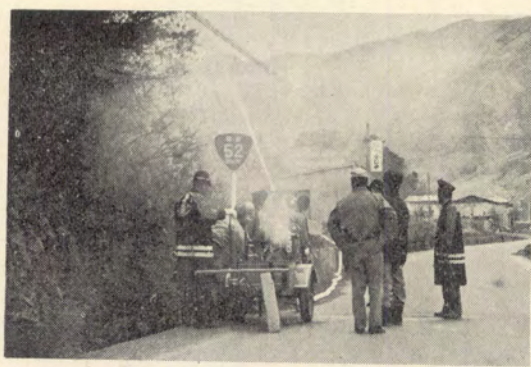


大河内分団第1部の可搬式ポンプ交付式(八木沢昭和41年)

二部、第五部等で最新の腕用ポンプを購入、明治後半にはほとんどの部が機械器具の整備を完了したのである。

昭和十三年十二月、第四部消防組は当時V八と称し最新鋭を誇ったフォードの手引動力ガソリンポンプを購入し、消防力の飛躍的増強を計り、大いにその威力を発揮している。

本消防組発展の跡を見るに、歴代団長の大多数が村長として村政にも縦横の才腕をふるっていることを見てもいかに優秀なる人材をその幹部に擁していたかがわかる。



第1部可搬式ポンプの放水試験

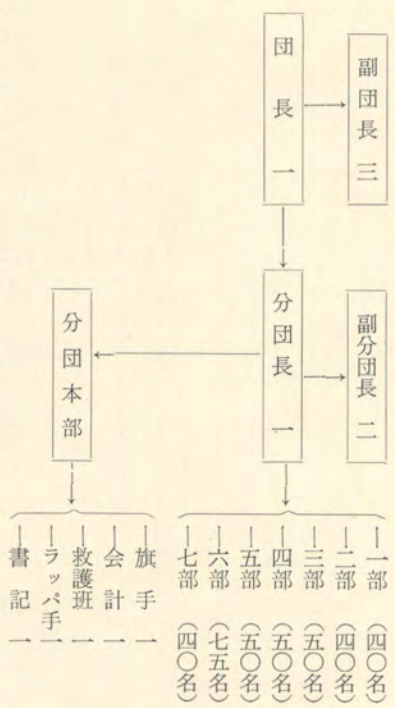
昭和二十七年には、角打丸滝地区の人口増加に伴い、本村中央部における消防力の飛躍的増強をはかるため丸滝地区に新しく第七部を増設し、第四部より分離独立せしめ、昭和三十一年十二月には最新鋭の手引ガソリンポンプを地元の協力により購入し配置したことは、大河内消防団の消防力強化に対する画期的な組織拡充であった。

明治の後半、隣接町村にさきかけて公設消防を設置して以来、富士川の激流とけわしい山間に挟まれて南北に細長く点在する部落の災害防衛については、常に厳しい指揮統制によって団の規律を守り、訓練と実践活動を通じて団員の士気を鼓舞し、長い伝統的精神によって培われてきた結果、消防人としての優秀な人材を数多く輩出している事も、消防団の輝やかしい成果といえる。

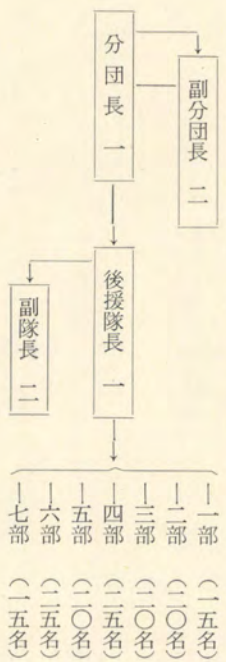
次表に旧村当時の歴代団長の氏名を掲げる。  
旧大河内村消防団歴代組頭並団長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
名取 新作	明治三十九年		消防組
伊藤 孝	〃 三十九年		
小笠原 博文	〃 四十三年		
望月 安則	大正四年	大正五年	
松野 弥三郎	〃 五年	〃 六年	
片田 栄三郎	〃 六年	〃 一〇年	
長谷川 栄三郎	〃 一〇年	〃 一二年	
佐野 幸一	〃 一二年	昭和三年	
市川 政則	昭和三年	〃 六年	
佐野 祥盛	〃 六年	〃 八年	
佐野 武茂	〃 八年	〃 九年	
渡辺 政則	〃 九年	〃 一〇年	
穴山 睦治	〃 一〇年	〃 一一年	
鈴木 音次郎	〃 一一年	〃 一七年	昭和一四、四、一より 消防団
鈴木 武重	〃 一七年	〃 一八年	
佐野 幸一	〃 一八年	〃 一九年	
佐野 造	〃 二〇年	〃 二二年	
佐野 治郎	〃 二二年	〃 二四年	昭和二、三、五 消防団
市川 正美	〃 二五年	〃 二五年	
雨宮 永伯	〃 二六年	〃 二七年	
千須和 弘毅	〃 二八年	〃 三〇年	
鈴木 正巳	〃 三〇年		昭和三〇、二、一一より 身延町消防団となる

昭和三十年二月合併時の大河内分団組織



昭和三十年大河内分団婦人消防後援隊組織



(五) 新身延町消防団の沿革とその活動

昭和三十年二月十一日、町村合併促進法によって、旧身延町・旧豊岡村・旧大河内村・旧下山村の一町三カ村が合併して新身延町が誕生したのであるが、消防団は他団体の統一に率先して、団の合併再編成を成し上げたのである。然しそれぞれ古い伝統としきたりを固持する各消防団の合併再編成については、並々ならぬ努力を要したのであり、左の決議事項を見てもそのあとが窺い知られる。

身延町各消防団長会議決議事項

- 一、新身延村発足と同時に旧四カ村の消防団を合して身延町消防団と称す。
- 一、旧四カ村の消防団をしてそれぞれ旧村村の名称を冠する分団と称す。
- 一、各団は町長職務執行者の専決処分により現在の正副団長をして分団長・副分団長となす。
- 一、身延町消防団長(一名) 副団長(三名)の推薦任命は一応二月二十五日に降に延期す。
- 一、此の間非常災害発生の際は、村長職務執行者の代理として旧町村における一切の消防上の職務執行を支所長をして行はしむるものとす。
- 一、旧四カ村の消防に要する機具器材は向う五年内において之が整備完了を計る事。
- 一、防火貯水も順次整備充実を計る事。

このように新団発足について最も迂余曲折を重ねたのは団幹部の選出であり、遂に消防協会南部支部長の要職を経た下山消防団出身の佐野為雄が衆望を担って推薦選出され、再び現役に復帰して団長に就任、副団長にはそれぞれ各団の団長経歴者の中より、田京駒男、小山栄、市川正美が推薦



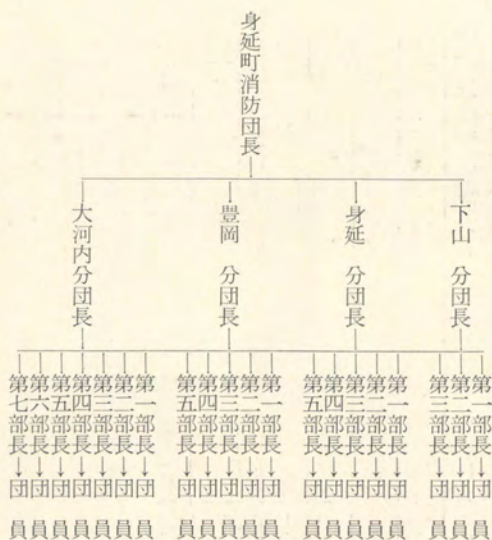
現消防団長 近藤嘉一



身延町消防団管理者 佐野為雄 (町長)

任命され、ここに新身延町消防団の新編成が成立し、爾来今日に至るまで身延町消防団として輝やかしい活動を続けて来たのである。  
 発足当時の団員総数は千名をこえ、その組織編成は次表の通りであった。

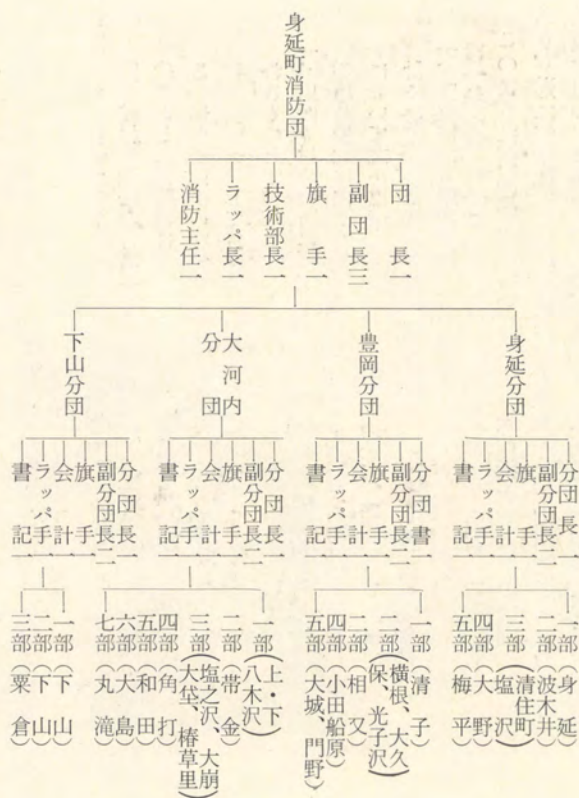
身延町消防団指揮系統一覽表



昭和三十年 二月十一日 合併当時の身延町消防団現有ポンプ

分団名	種類別	自動車ポンプ	手引動力ポンプ	腕用ポンプ
下山分団		一	二	七
身延分団		一	三	七
豊岡分団			一	六
大河内分団			一	八
計		一	七	二八

昭和三十年二月合併時の消防団組織



新町消防団は国家消防庁で採用した米国式消防操法に習熟するため、しばしば訓練講習会を開いてその徹底を図ると同時に、団体訓練の基本となる規律訓練に意を注ぎ、防火、防犯、水防等不断の訓練を強化する一方、団員の消防人たるに足る教養を高めることにも指導の重点を指向しながら、消防機構の近代化を目指し、急速に機械化消防団建設へとその全力の傾注したのである。

昭和三十三年には、火災現場にいち早く到達するためには消防に機動力を持たせることの急務なるを痛感し、時の機械部長川口久広等の尽力により下山分団に三輪自動車ポンプを配置し、消防力の飛躍的増強をはかった。

昭和三十七年四月一日、身延町条例第六号による身延町火災予防条例が



身延町消防団の出初め式



消防車の分列行進



可搬式ポンプの整列



消防団のポンプ操法訓練

公布され、火災の未然防止に対する予防消防の制度が確立された。

本条例は第一章（第一条）総則、第二章公衆の出入する場所等の指定（第二条）、第三章火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等（第一節より第四節まで、第三条―第二十九条）、第四章指定数量未滿の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準（第一節より第三節まで第三十条―第三十四条）、第五章避難管理（第三十五条―第四十二条）、第六章雑則（第四十三条―第四十八条）、第七章罰則（第四十九条―第五十条）付則等、第一条から第五十条におよびあらゆる火災予

防についての基準を規定している。

消防団員の公務災害補償に付いては特に万全の対策を立て、山梨県町村消防団員公務災害補償組合に加入し、消防団員全員の負担金を公費支弁して後顧の憂を除き、消防活動に安心して挺身できるよう、合併と同時に災害補償制度を確立し、今日に至っている。

更に昭和四十一年三月三十一日、条例第二十五号により「身延町消防賞じゅつ金条例」を公布し、消防業務に従事しその職務を遂行したことによって災害を受け、そのために死亡し、または不具廃疾になった場合においては、最高百万円までの賞じゅつ金を授与することを規定し、町自体としても消防団員の公務災害に付いては最善の措置を講ずることとしている。又昭和四十一年四月二十三日、規則第一号により「身延町賞じゅつ金審査会規則」を定め、本条例の適用についてもこまかい配慮を決めている。本条例の公布は、山梨県においては正に嚆矢であり、全国的に見ても当時他

に一町を数えるのみであった。このことは本町が常に消防行政に意を用い、消防吏員および消防団員の活動に万全の配慮を講じ後顧の憂なからしめんとする意図の現われであり、地方行政のある一つの水準を示すものとして、高く評価すべき措置である。

賞じゅつ金支給については次の表による。

殉職者賞じゅつ金

功 績 の 程 度		金額(単位円)
(イ)	抜群の功労があり一般の模範となると認めらる者	一、〇〇〇、〇〇〇
(ロ)	特に著しい功労があると認められる者	七五〇、〇〇〇
(ハ)	功労があると認められる者	五〇〇、〇〇〇

不具痲疾者賞じゅつ金

不具痲疾の程度	功 績 の 程 度(単位円)	
	(イ)抜群の功労があり一般の模範となると認められる者	(ロ)特に著しい功労があると認められる者
第一級	一、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
第二級	九〇〇、〇〇〇	六七〇、〇〇〇
第三級	八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
第四級	七二〇、〇〇〇	五三五、〇〇〇
第五級	六三〇、〇〇〇	四七〇、〇〇〇
第六級	五五〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇
第七級	四七〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
第八級	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

昭和三十九年六月三十日、条例第十八号により「身延町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」が公布された。

次にその主なる条文を抜粋する。

身延町非常勤消防団員に係る

退職報償金の支給に関する条例

第一条(目的) この条例は、消防組織法第十五条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。

第二条(退職報償金の支給額) 退職報償金は、消防団員として十五年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

本条例公布により、非常勤の消防団員にも退職報償金が支給されることとなり、明治二十七年(一八九四)二月、消防規則の公布により始めてわが国に公設消防が設置されて以来の画期的制度が施行されたのである。この条例実施によって、比較的に報いられる事の少なかった消防団員にも、行政の温かい配慮が払われることとなった。

更に昭和四十三年九月、本条例の一部を改正し、退職団員の待遇改善を図るための支給額が引上げられ、優遇措置を講ずることとなった。現行支給額は左記の通りである。

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数		
	十五年以上 二十年未満	二十一年以上 十五年未満	二十五年以上
団 長	五五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
副 団 長	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	七五、〇〇〇
分 団 長 及び副分 団 長	四五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
部 長 及 び 班 長	四〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	六五、〇〇〇
団 員	三五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

条例制定により支給した退職報償金は次のとおりである。

年 度	人 員	金 額
昭、三九	五〇	一、八九五、〇〇〇円
昭、四〇	五〇	一、九二〇、〇〇〇
昭、四一	四六	一、八五五、〇〇〇
昭、四二	八一	四、三九五、〇〇〇

昭和四十年十月十日、身延町消防団統合十周年記念式典が盛大に開催され、規律訓練ポンプ操法、婦人消防後援隊による救急法の訓練等を行い、歴代の団長、副団長、婦人消防後援隊長への感謝状の贈呈、次いで人員、機械器具の検閲、分列行進を行ない、いよいよ整備され近代化する身延町消防団統合十年の姿を示した。次に身延町消防団十年の現有勢力を掲げる。

本 団	(団員数)	六名
豊 岡 分 団	一八七名	四台
大 河 内 分 団	二七二名	一台
下 山 分 団	一六二名	三台
身 延 分 団	二七二名	五台
計	八九九名	一十台
婦人消防後援隊	六五〇名	
(ポンプ)		
豊 岡 分 団		自動車ポンプ 一台
		小型動力ポンプ 四台
大 河 内 分 団		自動車ポンプ 一台
		小型動力ポンプ 三台
		手引動力ポンプ 五台
下 山 分 団		三輪自動車ポンプ 一台

身 延 分 団

更に従来役員の改選は暦年制をもって行なうて来たが、行政機構に同調して運営の円滑を図るため、昭和四十三年度より三月三十一日をもって年度末とする行政年度に役員改選の任期を定め、新しい消防団運営の機構改革を行ない、いよいよ近代化する消防団運営の万全を期することとした。一方昭和三十年統合以来十余年たゆみなく続けられて来た機械化消防建設への努力が所期の成果をあげ、施設設備の充実強化と相まって団員定数削減の要望が強く打ち出され、九〇七名の団員定数を六一八名に削減する提案が町議会を通過し、昭和四十四年四月一日をもって実施されたのである。

最も困難視された定数削減がこれといった混乱と動揺を起すことなく、きわめて平穩に成しとげられたことは、本町の消防史の中でも高く評価されるべきことである。

- 小型動力ポンプ 一台
- 手引動力ポンプ 一台
- 自動車ポンプ 二台
- 小型動力ポンプ 四台
- 手引動力ポンプ 四台



合併以来の歴代消防団長



身延町消防団現役員（昭和44年度）分団長以上

次表に合併以来の団長、副団長、分団長の一覧表を掲げる。

遠藤 百治 昭和四二年一月一日 昭和四三年 三月三十一日 消防協会南部  
 近藤 嘉一 昭和四三年四月一日 支部長歴任

身延町歴代消防副団長

年 度	副 団 長 氏 名
昭和三〇年	田京 駒男 小山 栄
昭和三一年	小山 栄 市川 正美
昭和三二年	鈴木 正巳 上平 浅蔵
昭和三三年	網野 正一 望月 利夫
昭和三四年	大久保豊繁 鴨狩 富治
昭和三五年	粟冠 盛夫 平田 一三
昭和三六年	川村藤十郎 佐野 逸平
昭和三七年	遠藤 百治 田中 喜内
昭和三八年	望月 忠常 池上 正
昭和三九年	遠藤 宝作 近藤 嘉一
昭和四〇年	土屋 正六 佐野 達夫
昭和四一年	望月 照義 佐野 初雄
昭和四二年	遠藤 琴吾 望月 長夫
昭和四三年	望月 敏雄 藤田 正
昭和四四年	佐野 淳司 若尾幹之助

身延町歴代消防分団長

年 度	身延分団長	豊岡分団長	大河内分団長
昭和三〇年	下山分団長	鴨狩 富治	鈴木 正巳
昭和三一年	上平 浅蔵	鴨狩 富治	鈴木 正巳
昭和三二年	広島 勉	鴨狩 富治	鈴木 正巳
昭和三三年	川村藤十郎	一宮 市松	望月 利夫
昭和三四年	川村藤十郎	大久保豊繁	佐野 正久
昭和三五年	遠藤 百治	望月 盛夫	佐野安太郎
昭和三六年	遠藤 百治	佐野 逸平	平田 一三
昭和三七年	望月 忠常	田中 喜内	小笠原敏光
昭和三八年	遠藤 宝作	池上 正	熊谷 儀信
		近藤 嘉一	佐野 儀信
			鈴木 孝

身延町歴代消防団長

団長氏名	就任年月日	退任年月日	備 考
佐野 為雄	昭和三〇年四月一日	昭和三〇年二月三十一日	消防協会南部
田京 駒男	昭和三一年一月一日	昭和三一年二月三十一日	支部長歴任
小山 栄	昭和三二年一月一日	昭和三二年二月三十一日	支部長歴任
鈴木 正巳	昭和三三年一月一日	昭和三三年二月三十一日	支部長歴任
網野 正一	昭和三四年一月一日	昭和三四年二月三十一日	支部長歴任
大久保豊繁	昭和三五年一月一日	昭和三五年二月三十一日	支部長歴任
鴨狩 富治	昭和三六年一月一日	昭和三六年二月三十一日	支部長歴任
平田 一三	昭和三七年一月一日	昭和三七年二月三十一日	支部長歴任
上平 浅蔵	昭和三八年一月一日	昭和三八年二月三十一日	支部長歴任
望月 民部	昭和三九年一月一日	昭和三九年二月三十一日	支部長歴任
小林 正雄	昭和四〇年一月一日	昭和四〇年二月三十一日	支部長歴任
熊谷 儀信	昭和四一年一月一日	昭和四一年二月三十一日	支部長歴任

分団名	部名	部員数	ポンプ数					水利施設			夜警詰所	水防倉庫	火の見	管轄人口	
			自動車	三輪車	手引動力	可搬動力	腕用	消火栓	40m <sup>3</sup> 水槽	その他水槽					
下山分団	第1部	38	1							} 30	1	1	4	1,107	
	第2部	34			1				3		6	1	3		891
	第3部	17		1					1		5	1	3		311
身延分団	第1部	54	1			1					1		1	1,845	
	第2部	43	1							2	1		4	1,016	
	第3部	28					1			2	1		2	231	
	第4部	28					1			1	1	1	1	977	
	第5部	42					1		10	1	1	1	2	421	
豊岡分団	第1部	21			1						2		1	382	
	第2部	22			1					2	1		4	373	
	第3部	22	1							2	2	1	2	360	
	第4部	29				1				2	1	2	2	444	
	第5部	34				2			4	3	1	3	3	485	
大河内分団	第1部	22				1				2	1		2	269	
	第2部	22				1				1			3	377	
	第3部	23				1				3	1	1	1	510	
	第4部	35	1			1			19	2	1	4	1,057		
	第5部	21				1				1	4	6	4	499	
	第6部	35				1				4	2	2	2	707	
	第7部	29	1						5	1	1	2	2	453	
合計	20部	599名	6台	1台	5台	13台			71	22	72	20	6	52	12,695

本部員 7名 分団員 12名 団員 599名 合計 618名

(六) 身延町消防団ラッパ隊とその活動

昭和三十九年	土屋 正六	佐野 達夫	千頭和吉久
昭和四〇年	望月 照義	佐野 初雄	遠藤 孝
昭和四一年	遠藤 琴吾	望月 長夫	木内 達明
昭和四二年	望月 敏雄	藤田 正	望月 鶴吉
昭和四三年	佐野 重昌	佐野 淳司	若尾幹之助
昭和四四年	中村 虎雄	岡本平八郎	市川 孟
		佐野 利夫	静
		久保 忠良	若林 貴一
		遠藤 実	

昭和三十年四月、身延町消防団発足による組織編成に伴い、本団にラッパ隊長を置き、各分団にラッパ隊副隊長を置く。

以来鋭意技術の錬磨に努め、昭和四十年、昭和四十二年の両年にわたり、三月七日の消防記念祭に参加、県下消防団の先頭に立って甲府市内を行進した。

昭和四十三年五月、山梨県総合防災訓練に参加、同年十一月二十三日、山梨県消防総合訓練大会に参加するなどその活躍ぶりはめざましいものがある。次表にラッパ隊の正副隊長名を掲げる。

身延町消防団ラッパ隊長

氏名	就任年月日	退任年月日
大野 武雄	昭和三〇年四月一日	昭和四三年三月三十一日
依田 勉	昭和四三年四月一日	



身延町消防団ラッパ隊

身延町消防団ラッパ隊副隊長

年 度	下山分団	身延分団	豊岡分団	大河内分団
自昭和三〇年	石川 注樹	河内 賢治	堀内 勝英	依田 勉
昭和三十六年	堀内 徹三	遠藤 徳好	堀内 勝英	片田 稔
昭和四三年				

二、消防協力団体

(一) 婦人消防後援隊とその活動

消防に対する婦人団体の協力応援は、警防団当時より誠に多大なものがあり、戦後消防団に改組してからも更にその必要性が高まり、各団においても後援隊の組織化に積極的に熱意を注いだ結果、婦人団体の協力も具体化し、次第に後援隊の制度が確立されてきた。

昭和三十年二月、四カ町村の消防団が合併して身延町消防団として改組されるや、各分団毎に後援隊設置の機運が急速に高まり、各分団に正式に設置されることとなった。

婦人消防後援隊の活動目標は、一般家庭における火災の未然防止運動の普及徹底、嚴重なる月例かまどの検査、水火災発生時の協力体制等、消防団の活動に積極的に協力応援するにあり、幾度かの水火災発生時における



活躍する婦人消防後援隊

本町婦人後援隊の活動は、誠に目ざましいものがあった。後援隊は消防の各分団編成と同一の組織編成をもつて、四カ町村の旧地区ごとに設置されて

おり、隊員総数は六五〇名である。次に歴代隊長名を掲げる。

身延町歴代婦人消防後援隊長

年 度	身延町消防後援隊長	豊岡婦人消防後援隊長	大河内婦人消防後援隊長
昭和三〇	下山婦人消防後援隊長 石川 春子	身延婦人消防後援隊長 渡辺恵美子	豊岡婦人消防後援隊長 星野 とし
三二	望月 善子	大橋富士子	佐野 いつ
三三	望月 善子	芦沢 花代	佐野 いゑ子
三四	深沢 菊江	佐野 八千代	鈴木 道子
三五	深沢 小夜子	佐野 八千代	鈴木 秀子
三六	伯耆さく江	中里智恵子	佐野 菊江
三七	望月 幸江	望月 まつ	小林 あき
三八	望月 ことし	雨宮嘉悦子	佐野 久美子
三九	遠藤 秋子	雨宮嘉悦子	雨宮 若江
四〇	向井 ひろ	斉藤 花恵	小野 まち代
四一	遠藤 徳子	佐野 良子	遠藤 文江
四二	石坂 節子	内藤はる代	柿島きわの
四三	遠藤 静枝	望月 光子	遠藤喜代子
四四	山内みどり	望月 光子	佐野 たつ子
四五	望月 房子	熊王千代江	市川 よしの
四六	望月 房子	稲葉ふで子	市川 梅子
四七	望月 房子	稲葉ふで子	滝川 八千代
四八	望月 房子	稲葉ふで子	浅原よしの

(二) 少年消防隊とその活動

昭和年代の初期、本県消防はその機構、人員、機械等形式内容ともに充実し、昭和八年全県公設化の目標が打ち出され、昭和十一年四月全県下に公設消防組が設置された。

この機運に乗って、防火思想の普及はまず子供から家庭へとのねらいをもつて、各小学校、各地域に少年消防隊が結成組織され、防火思想の普及徹底がはかられた。

本町においても、昭和七年身延少年消防隊の創立をはじめとして、昭和



近代に至っては昭和十八年（一九四三）の下山大工町の大火（焼失家屋五〇戸）以来、本町の消防の施設設備の充実と、防火思想の普及徹底とにより、大火災の発生はほとんどなくなっている。



ある火災

参考までに、明治以来の大火災を表1に掲載することにする。  
 昭和三十年二月、四カ町村合併以来、消防の機械化、施設設備、内容の充実強化については前述した通りであり、防火思想の普及徹底と相まって大火災の発生はほとんど防止して来たのであるが、単独火災といえども年々損害額の増大していることは、地震・雷・火事・親父の言葉通り、火災の人的物的損害のどんなに恐しいものであるかを如実に物語っているのである。  
 参考までに、最近七年間の火災

表1 明治以来の大火災一覧表

部落名	火災の年月日	罹災世帯数	備考
身延山	明治八年一月一〇日	本堂、諸堂、一四二棟町家、一〇戸	
身延町門内	明治二〇年三月四日	二〇〇戸全焼	
身延町下町	明治二五年二月二八日	一三戸全焼	
下山村	明治二九年	八〇〇戸全焼	
大河内村角打	昭和四年四月一九日	身延駅全焼	

表2 最近七年間の火災統計

部落名	火災の年月日	罹災世帯数	備考
豊岡村門野	昭和二五年五月二日	一五戸全焼	
身延町片隈	昭和一六年二月三日	二三戸全焼	
下山村	昭和一八年三月一八日	五〇戸全焼	
身延町梅平	昭和二四年一月二八日	身延小学校全焼	校舎内より出火

年度別	火災件数	焼失面積 (平方メートル)	被害世帯	損害額
昭和三七	三	二六六・一〇	三	一、七七八、〇〇〇円
〃 三八	四	六八四・〇〇	四	四、一五〇、〇〇〇円
〃 三九	四	二八五・八〇	七	六、〇八三、〇〇〇円
〃 四〇	四	三四四・五四	四	七、五〇〇、〇〇〇円
〃 四一	五	三一六・六五	六	六、〇〇八、〇〇〇円
〃 四二	二	三〇六・〇〇	二	一〇、八四〇、〇〇〇円
〃 四三	二	二、五三二・〇〇	二	三四、〇五八、〇〇〇円

#### 第四節 風水害と水防

明治三十一年（一八九八）九月県下に襲来した大風水害は、維新後三十年間の中で最大の被害をもたらしたとあり、当時の山梨県水害史の一節「西八代南巨摩両郡水害実記」を見ると、

— 甲州大平原に環流する大小幾百の河川は悉く西八代南巨摩両郡界に注ぐ、之を漏斗と見れば甲州大平原は之を漏斗の広大なる部分即ち朝顔形を為せる個所と言ふべく、笛吹、釜無、芦川三川の合流点は其軸と見るべし。而していわゆる富



昭和41年災害で軒まで埋まった民家（塩ノ沢）

土川と名づくる処より以下は正に漏斗の最も狭小なる部分とす。されば一朝大出水に遭へば三川合流地点は直に逆流となり停滞となり、富士川は溢れて沿岸の諸部落を侵略するは説を待たざる処とす。

とあり、古来より峡南地方の住民は、富士川の氾濫により、家屋を失い田畑を流失し、幾星霜にわたる長い苦難に満ちた生活に堪え忍んで来た。次に明治年間における水害の状況を伝えるものとして大正年代の三カ村の取調書から引用する。

下山村取調書（大正五年六月二十四日）

明治三十一年の大暴風雨の時土地の大半を流出す。  
水害 明治四十年 大水害

明治四十二年、四十三年のとき人家流失す。

豊岡村取調書（大正五年六月二十日）

明治二十二年以来、波木井川出水のため、小田船原耕地人家流亡の為め現に川敷となり、身延往環大潰壊を来たし、現に路線変更計画中なり。

大河内村取調書（大河内村長 松

野弥三郎 大正五年九月七日）

古老は子年の大水として伝う。されど明治三十年、同四十年、同四十三年の洪水の如きは遙にそれ以上なりしなり。

こうした厳しい風土の中で、毎年のように襲来する台風に備え、富士川の大洪水に立ち向い、警鐘一打敢然として水防の任務に挺身した消防組の活躍は、地域住民の災害を防止し被害を軽減する上

に、計り知れぬ大きな功績を打ち立てて来たのである。

以下本町における風水害の記録と、水防活動のあとをたどってみることにする。

一、本町の風水害と水防活動

まず明治以来の主たる風水害をあげると次表の通りであり、特に昭和年代においては、昭和三十四年の台風七号と昭和四十一年の台風二十六号の大災害は、本町水害史の中で最も大きな被害をもたらしたものとして、長く記録に残る水害といえよう。

明治以来の主なる風水害

発生年月日	災害状況
明治八年	富士川増水三メートル 堤防四三カ所決潰、農産物被害甚大
明治一一年	富士川増水三・六メートル 堤防決潰三四カ所
明治一四年	富士川増水四・五メートル 農作物人家被害甚大
明治三二年九月	七日マデ三日間豪雨、県下ノ全河川氾濫、明治以降三〇年間ノ最大ナルモノ
明治四〇年八月	田畑、人畜、家屋ノ被害甚ダシク、有史以来ノ大被害
明治四三年	四〇年ニ匹敵スル大被害ヲ受ク
昭和一〇年	富士橋ヲ始メ県下二〇〇余橋流失交通途絶、被害額一三億
昭和二〇年一〇月	マリアナ台風四三四ミリ豪雨、県下ノ一三六橋流失、身延橋交通途絶
昭和二二年九月	カザリン台風、飯富橋、富士橋流失、土木被害四億六千万円
昭和二四年六月、八月	六月デラ台風、八月キテイ台風、コノ年前後四回ノ大洪水起ル
昭和三四年八月一四日	台風七号 県下ニ襲来、富士川増水本町未曾有ノ大災害ヲ受ク
〃 九月二六日	台風一五号（伊勢湾台風）暴風雨ノ被害甚大ナリ

發生年月日

災害状況

昭和三十六年一〇月

台風六号襲来富士川大洪水

昭和四一年九月二五日

台風二六号交通機関一切途絶、本町有史以来ノ大被害ヲ受ク



水害の復旧にあたる消防団員



同 前

最近十年間の水害統計

(町建設課調)

年度別	被害状況			被害額(円)	備考
	死者重傷者全壊(人)	戸数	橋道路等床上浸水		
昭和三四	二	三七五	二〇四	一四三	戸六四四、八七三、〇〇〇 災害ヲ含ム
三五			一		町施設ノミ
三六			一五七	五	四九、〇〇〇、〇〇〇
三七			一五		八、〇〇七、〇〇〇
三八			九		三、七七七、〇〇〇
三九			一八		六、六八六、〇〇〇
四〇			一二二		五九、七二六、〇〇〇
四一	三	三二四	六四四	一八〇	二二六、九二七、〇〇〇 国県公共施設 災害ヲ含ム
四二					
四三			八八		五八、八四八、〇〇〇

水防倉庫設置状況および資材の状況

(昭和四四年四月一日現在)

河川名	倉庫名	設置場所	資材の状況	
			鉄線(kg)	麻袋又はボ麻ロー(枚) 蛇籠丸太席(本)
早川	小原島水防倉庫	身延町小原島	二九〇	三〇〇
富士川	下水水防倉庫	下山地内	三五〇	一〇〇
"	大野水防倉庫	大野地内	四五〇	一九〇
"	塩ノ沢水防倉庫	塩ノ沢地内	三五〇	三三〇
"	大島水防倉庫	大島地内	三七〇	一九三
大城川	豊岡水防倉庫	小田原船地内	一五〇	二七二
合 計			一、九六〇	二、四〇五

## 二、身延町水防団の編成と活動

戦前の本県水防活動は、主として消防組、警防団がその任務を遂行してきた。主たる関係法令を列記すると左の通りである。

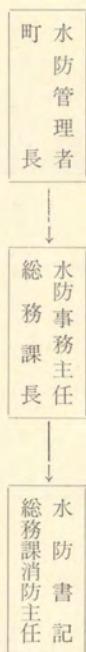
明治三十三年水利組合法第四六号	
〃 四一年水利組合法第五〇号	普通水利組合と水害予防組合と一つに大別
〃 二九年河 川 法第七一号	その一部に水防法を兼ねる

戦後、昭和二十四年六月四日、法律第一九三号による水防法の公布により、水防制度の統一と、水防活動に対する法的基礎が確立され、消防団は水害時においては直ちに水防団として出動し、規律ある部隊行動をもって、災害の防止に威力を発揮することとなった。

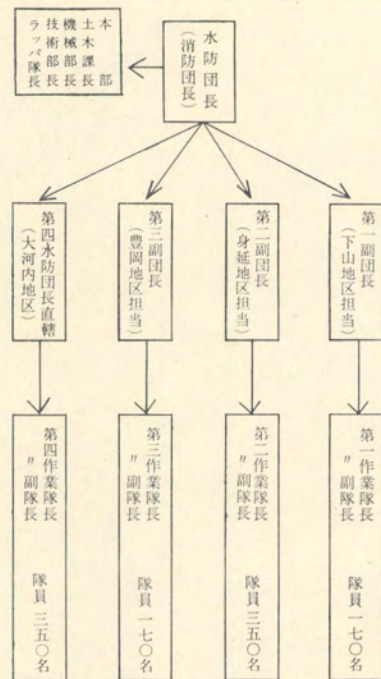
水防法はその第一条に「この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする」とあり、第一章総則（第一条―第二条）、第二章水防組織（第三条―第八条）、第三章水防活動（第九条―第二十四条）、第四章指定水防管理団体の組織及び活動（第二十五条―第三十条）、第五章費用の負担及び補助（第三十一条―第三十三条の二）、第六章雑則（第三十四条―第三十七条）、第七章罰則（第三十八条―第四十条）からなり、水防活動について細かく規定している。

次に昭和三十三年当時における本町水防団の機構表を示し参考とする。  
身延町水防機構表（昭和三十三年）

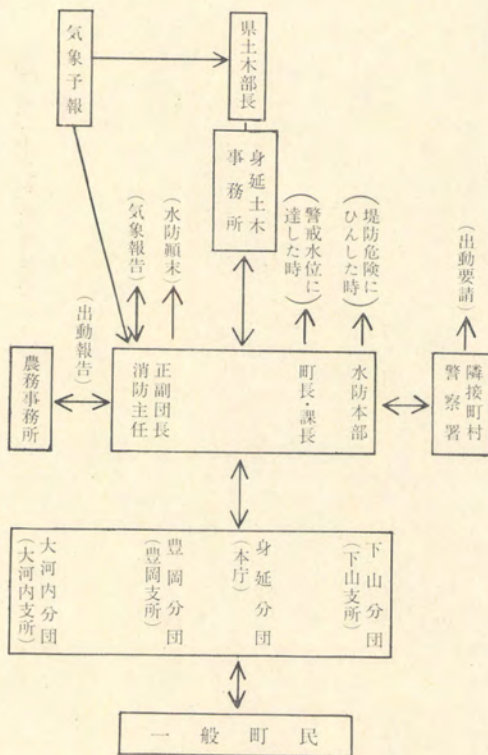
第一表 身延町水防作業隊編成表  
その一 事務機構



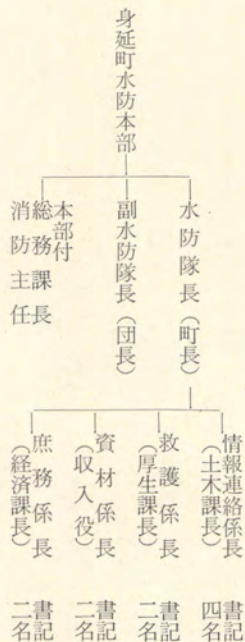
その二 作業隊組織編成表



第二表 洪水情況通報機構表



第三表 身延町水防本部編成表



### 三、身延町水防協議会と水防計画

昭和三十七年十月十日、条例第三十二号により、身延町水防協議会が設置され、身延町地域の水防計画を作成し、一朝有時の際における水防活動に万全を期することとなった。

次にその概要をのべる。

#### 身延町水防協議会条例(抜粋)

##### (目的)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第一九三号)第二十六条の規定に基づき、身延町水防協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (所掌事務)

第二条 水防協議会は、身延町地域の水防計画の作成その他水防に関し必要な事項を調査審議する。

2、前項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第三条 (会長及び委員) 略

第四条 (議事等) 略

次に昭和四十二年身延町水防計画書について、その概要を記述する。

### 昭和四十二年身延町水防計画書

#### 第一章

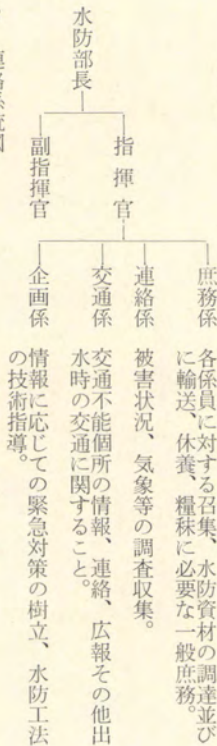
この計画は、水防法第二十五条の規定に基づき、水防事業の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内の洪水による水害を警戒し、これによる被害を軽減する事を目的とするものである。

##### (水防組織)

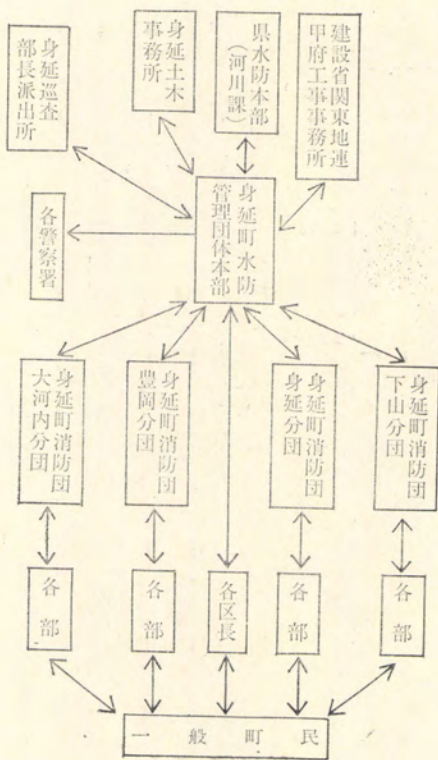
水防管理団体は、その区内の河川で水防を必要とするところを警戒防ぎよとするものとし、その為消防機関水防団を組織しておく。

##### 水防機構

#### 1 組織系統



#### 2 連絡系統図



3 組織表

団体名	水防団(消防団)		所管区域	要水防河川	
	団名	団員数		河川名	箇所(延長メ)
身延町水防団	身延町消防団 下山分団	非常勤二七一〇	旧下山村	早沢川	右岸三、〇 左岸二、五〇〇
"	身延町消防団	非常勤二二六〇〇	旧身延町一円	富士川	右岸二、〇〇〇 左岸三、〇〇〇
"	身延町消防団 豊岡分団	非常勤二三四〇	旧豊岡村一円	相又川	右岸一、〇〇〇 左岸九、〇〇〇
"	身延町消防団 大河内分団	非常勤二一八三〇	旧大河内村一円	富士川	右岸三、〇〇〇 左岸二、二〇〇

水防区域の重要度  
 出動及作業 (略)  
 隣接町村との協定による協力事項 (略)  
 水防訓練 (略)  
 その他 (略)

四、身延町防災対策とその活動

昭和二十二年十月十八日、法律第一二八号によって「災害救助法」が公布された。  
 その第一条には

この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

とあり、第一章総則、第二章救助、第三章費用、第四章罰則から成り、全文四十八条におよんでいる。本法の公布により、国が災害にかかった者の保護と救助に温い手を差し延べることとなり、不時の大災害を受けた者も、復興と再生への希望を持って力強く立ち上ることができるようになった。本町においても、昭和三十四年八月台風七号と昭和四十一年九月の台風二十六号の大災害には本法の適用を受け、被害者の救済に、荒廃した郷土の復旧に、めざましい活動を展開することができたのである。

昭和三十六年十一月十五日、法律第二二三号によって「災害対策基本法」が公布され、災害に対する基本的行政が確立した。

その第一条(目的)に

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

とある。

国はまた、昭和三十五年に、災害に対する国民の認識を深め、災害に対処する準備を固める目的をもって、毎年の九月一日を「防災の日」に定め、不時の災害にそなえる心がまえを養うこととしている。本町においても、これに呼応して、水防訓練等を行ない、一朝有事の際にそなえることとしている。

こうして本町においては、昭和三十七年十月十日条例第二十九号により、身延町防災会議条例を制定公布して、防災のための措置を講ずることとしている。次にその概要を記述する。

身延町防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法第十六条第五項の規定に基づき、身延町防災会議（以下「防災会議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一、身延町地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。
- 二、身延町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三、前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づき政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第三条 (略)

(専門委員)

第四条 (略)

(議事等)

第五条 (略)

等からなり、防災計画を作成実施することを定めている。更に昭和三十七年十月十日、条例第三十号により、身延町災害対策本部条例を公布し、対策本部を組織している。

本条例の概要は左の通りである。

身延町災害対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法第二十三条第六項の規定に基づき、身延町災害対策本部に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あると

きは、その職務を代理する。

3 災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

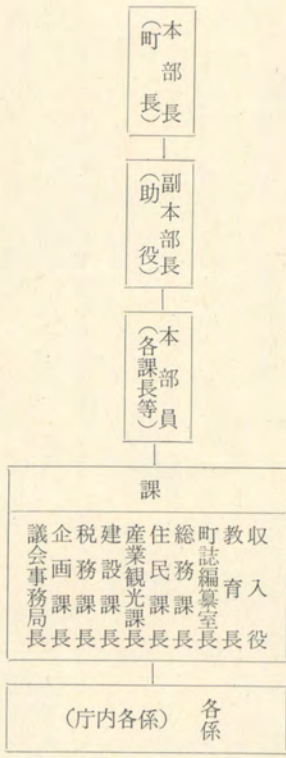
第三条 (略)

(雑則)

第四条 (略)

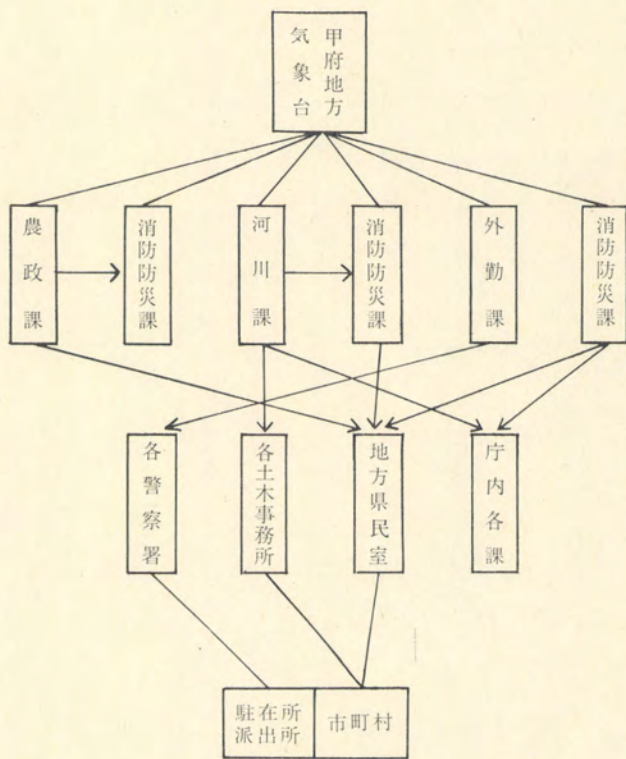
等からなり、災害対策本部の機構を定め、常時防災に対する体制の整備を行なっている。

(1) 身延町災害対策本部の編成



(2) 警報の種類

気象警報	気象注意報		気象情報	区分	警報等の内容
	(火災関係)	(凍霜害関係)			
暴風雨、暴風雪、大雨、洪水等の警報がある。	強風、異常乾燥注意報等の注意報がある。	霜、異常低温等の注意報がある。	風雨、大雨、洪水、大雪等の注意報がある。		台風その他の異常気象について、その状況や経過、見とおしを具体的に速やかに地域住民に知らせるものである。



(4) 県庁内部の伝達系統（山梨県防災計画より）

	注意報	警報	備考
風速	夏：毎秒二〇mm以上 冬：毎秒一五mm以上	毎秒二〇mm以上	注意報で火災気象通報
雨量	上：日雨量が一〇〇%以上 下：日雨量が二〇〇%以上	上：日雨量が二〇〇%以上	
積雪	一〇cm以上	三〇cm以上	
異常乾燥	実効湿度六〇%以下 最少湿度三〇%以下 最大風速毎秒一〇mm (すべて見込のとき)		注意報で火災気象通報

(3) 注意報、警報の基準（山梨県防災計画より）

(5) 配備の基準

種別	配備時期	配備の要領	配備人員
第一配備	1、大雨、台風期に次の各注意報の一旦以上が県下に発表された時 2、大雨注意報 3、洪水注意報 4、その他本部長が指令した時	1、地方県民室、土木事務所よりの雨量水位等の情報を収集する。	1、各課の少数人員にて情報活動にあたる。
第二配備	1、大雨、台風期に次の各警報の一旦以上が県下に発表された時 2、大雨警報 3、暴風雨警報 4、洪水警報 5、その他本部長が指令した時	1、情報の収集を強化する。 2、各課長は逐次本部長に報告する。	1、本部長は本部に参集する。 2、配備につく職員の人数は各課長において増減する。
第三配備	1、災害が発生 2、本部長が配備を指令した時	1、災害活動に全力を集中する。 2、各課長は状況に応じて逐次本部長に報告する。	1、所要人員全員をもつて災害活動に全力を集中する。

(注) 災害の規模及び特性に応じこの基準によりがたいと認めるときは臨機応変の配備体制を整える。

なお、防災活動については、本町防災会議条例第五条の規定に基づいて、身延町防災会議運営要領を定め、あらかじめ万全の措置を講じている。  
次に昭和四十三年度、身延町地域防災計画書についてふれることとする。

昭和四十三年度身延町地域防災計画書 身延町防災会議

第一章 総則

第一節 目的

この計画は、災害対策基本法第四十二条の規定により身延町の地域に係る災害

## 第十編 治安と消防

対策に関し、おおむね次の事項について定め、もって防災の万全を期するものである。

- 1、町の区域内における公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または大綱
- 2、防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項別の計画
- 3、災害に関する予報又は警報の発令、伝達、避難、消火、水防救助及び衛生その他の災害応急対策に関する事項別の計画
- 4、その他必要な計画

第二節 防災機関の処理すべき事務または業務

第三節 町の地勢と災害記録

第二章 災害予防計画

第一節 防災訓練計画

第二節 防災知識普及計画

第三章 災害応急対策

第一節 組織計画

第二節 職員の配置及び動員計画

第三節 気象の予報及び警報伝達計画

第四節 被害報告計画

第五節 広報計画

第六節 避難計画

第七節 医療防疫計画

第八節 食糧計画

第九節 輸送計画

第十節 消防計画

第十一節 水防計画

第十二節 障害物除去計画

第十三節 教育計画

第十四節 自衛隊派遣要請計画

第四章 災害復旧計画

以上本町の地域防災計画は、一分のすきもない綿密さをもって、周到に

組み立てられているのである。



総合防災訓練のようす（昭和43.5.29）

## 五、総合防災訓練の実施とその意義

昭和四十三年五月二十九日、身延町は県と共催の下に、山梨県総合防災訓練を大野の富士川河原で実施し、実戦さながらの猛訓練を行なった。台風○号の襲来により、集中豪雨と富士川の大洪水に身延町一帯は甚大なる災害が発生している、との想定に基づくものである。

この訓練の目的は「災害対策基本法及び山梨県地域防災計画に基づき、各種災害対策の実施に習熟し、防災関係機関相互の協力体制を緊密にする」とともに、町民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図る」をねらいとして行なわれたのである。

本訓練の参加団体は、地元身延町消防団を始め、婦人消防後援隊、婦人会、町職員ら七〇〇人、県警本部、日赤山梨県本部、自衛隊、電々公社、東京電力、県職員、各市町村消防関係者等、あわせて一、五〇〇人、富士川河畔に繰り広げた防災訓練は、小・中学生など二、〇〇〇人の見学者に深い感銘を与えた。

その訓練項目は、水防訓練、消防訓練、各種救助訓練、警備訓練、各種支援訓練、通信施設復旧訓練、電力施設復旧訓練等多彩にわたり、身延町防災計画の完璧を期する上に、所期の成果を十二分に発揮することができた。

## 第五節 消防近代化への胎動

昭和四十四年四月を期して消防団員への定数削減が実施されることに伴い、町議会においても「消防近代化研究特別委員会」が設置され、消防の近代化への諸問題について鋭意調査研究を進め、昭和四十四年三月二十八日年度末議会において「消防近代化についての意見書」を満場一致議決す

るに至った。

左にその全文を掲げる。

### 消防近代化についての意見書

進行する過疎現象、流出する若い労働力、兼業化の増大等々、社会的条件の大きな変動は本町にとっても例外ではなく、好むと好まざるにかかわらず、長い歴史と伝統を持つ自治体消防のあり方について再検討が迫られていることは、衆目の認める所である。



旅館の防火診断

全国的にも非常勤消防の体質の改善と近代化、広域化、精鋭化が叫ばれ、減員に伴う装備面、組織面での改革や、半常設的乃至常設的消防態勢への前進、団員処遇の改善、生活環境の変化に対応する消防力の科学化、機動化も促進され、法的措置もなされつつある。

本町においても、かねてよりこの問題に関心が高まり、昭和四十一年には町独自の消防賞じゅつ金条例の制定が全国にさがけて行なわれ、四十二年度には消防団員を九〇七名より六一八名に削減し、少数精鋭化をはかったのである。しかし、消防近代化は単に消防団員の減員によって目的が達せられるものではなく、現在我々が置かれている社会的条件に適応した強力にして有効な消防の組織、機構、装備、運営を実現し、かつ今後長期に亘る見通しの上に立つてその在り方が研究され、実践されねばならないのである。

町議会はこのような観点より、町消防の現状を考え、先進町村の事例や成果も取り入れつつ、当面必要な対策及び町の長期建設計画の中に生かして行くべき諸問題について、次のとおり意見を提出し、町当局の一層の努力を要望するものである。

(一) 本部機動隊の設置について

この件については、前議会において中間報告として当局に要望したが、改めて述べる。既に昭和三十六年の消防庁通達により、人口五千以上の密集地帯においては常備的消防を設けるよう方針が打ち出されており、多数の町村が従来の非常勤消防のみ依存するあり方から一歩前進して、常備的消防力の育成に踏み切りつつある現状である。

本町においても冒頭に述べたような社会的条件により非常勤消防団は弱体化しつつあり、昼間において特にその現象は著しいものがある。過疎化の半面町中心部には小規模ながら都市化ともいふべき集中現象が進みつつあり、貴重な宗教的文化財としての身延本山をも守護して行かねばならぬ本町の立場を思うとき、当然自治体の任務として消防法第六条にも規定された責任を果たすためには、専門化された常備的消防力設置の時期がきていることは明らかである。

勿論、地域の固有の条件から考え、風水害、山林火災等にも有効に対処できる非常勤的自主防衛力の存在は不可欠であり、これが充実の必要性はいうまでもないが、今後の在るべき姿としては、両者の相互協力運営によって初めて実情に即した、住民に信頼される消防力が確保できるのではなからうか。

(1) 昭和四十四年度より、消防団長直属の本部機動隊を設置し、所要の条例、団規則改正、予算化をなすべきである。

ア、本部機動隊は隊長のほか、町職員中より三十五歳以下、普通以上の運転免許所有者である適任者二十一名を以て組織し、昼間（在庁時間）は七名づつ三班編成とし交代勤務により出勤態勢をとる。夜間は二十一名が一名づつ宿直し、有事の際は、役場周辺在住の隊員八名を夜間塔乗要員として指名しておき、通報により九名をもつて出勤する。

その他の隊員は現場で合流する。夜間出勤の際の指揮は当直者が、昼間の際は班長がとり、隊長に引きつぐものとする。

イ、隊員の宿直については手当を支給し、出勤については一般団員同様とする。

ウ、隊員は所属部より離籍し、機動隊に専属するものとする。

エ、機動隊には化学消火装置を備えたポンプ自動車を用意し、強力な現場司令用拡声機投光装置、着色した予備ホース等の器材を塔載する。

オ、車庫、宿直室等を建設する。

カ、右の実施にあたっては、町職員の十分な理解と協力を得て行なうべきである。

(二) 今後の消防近代化について

常備部設置と共に町建設計画の一環として計画的、段階的に推進すべき方策は非常に多いが、主なものを列挙する。

(1) 定数、原則として出勤可能な実数をもって定数とし、いわゆる出初め団員は整理する。

ア、当面、機動隊発足に伴い、定数は五百名程度に減員されるべきである。

イ、退団年限は今後三十五歳まで引下げざるべきだが、地区の実状によっては例外も認める場合が考えられる。

ウ、将来、常備部の強化に伴い、更に妥当な線まで減員し、質的向上、精鋭化をはかるべきである。

(2) 機構

ア、部の統廃合を実情に即して行ない、広域化、能率化をはかるべきである。

イ、本団、分団の機構改革を行ない、役員の減員、機構の簡素化をはかるべきである。将来、分団は廃止され、本部直結の形をとるべきである。

ウ、役員を選任方法についても人材本位とし、地区持ち回りのような慣例は改めたい。

エ、顧問は現在条例にも規則にも何等規定がなく、慣例的にくり上げ補充され無任期、無定員の観がある。又、一部には現場において指導命令系統に影響を与える事例も見られ、現役幹部より批判も出ている。

この際、顧問制度を批判的に再検討し、もし必要性があるならば法的にもその位置づけを明確にし、任期一年程度として、あくまで経験を生かした助言的役割を果たすよう改めるべきである。

オ、今後、政令改正により消防署設置基準の緩和、観光地に対する特例等が実現し、国の補助等の条件が整った場合には、積極的に消防署設置をはかるべきである。

(3) 装備について

ア、今後の装備充実の重点を水利の強化におき、辺地部落に至るまで四〇立方メートル程度の貯水池を完備し、消火栓の充実をはかることが必要である。

イ、このため、現在実質四割以上地元負担となっている実情を軽減し、国、県補助を除く額の少なくとも七割程度を町が負担すべきであろう。

ウ、現在以上部の自動車ポンプの増設は行なわず、部落においては可搬式ポンプによる自衛を主眼とする。

エ、本部より各地域へ又現場における連絡を完全にすすめるための無線機、トランシーバー等の連絡器材を充実し、火災はもちろんあらゆる天災地変、混乱に対処できるようにすべきである。

(4) 消防予算について

常設部充実に伴う一時的増加は当然のことであるが、団員の減少、機構の合理化による予算の節減を期するが、一方団員処遇の改善、住民の負担軽減、装備の近代化等の増額要因も考え合わせると、おおむね平年度一般財源の三%乃至最高五%の範囲で運営することがのぞましい。

(5) 町独自の退職報償金制度を設けること

年限の切り下げ、整理等により十五年に達しない者の救済措置として、町独自の退職報償金制度を設け、円滑な処遇を期すべきである。四十二年の団員削減にあたって議会から強く要望されたにもかかわらず、一名二百円の退職報償金の増額がなされていないことは、まことに遺憾である。この点反省と善処を要望する。

(6) 災害救恤金の増額について

現在最高額一〇〇万円と規定されているが、三〇〇万円に増額すべきである。

(7) 団員の処遇の改善について

団長の私費支出が多い弊風を改めると共に少くとも年額三万円程度に報酬を引上げるべきである。(その他の役員についてもこれに準じて改正) 団員についても最低年額一千元の本人支給および出動手当の支給を行なうこと。

(8) 出動基準の制定

出火時の出動規定を設け、連絡態勢の完備と相俟って無駄な出動等をなくし、効率化をはかるべきである。

(9) 日常的予防活動の徹底

「火消し」から「火災を出さない」活動を強化することが消防の第一義的任務である。そのためには、消防法その他の法令基準に定められた日常

的、定期的かつ厳正な査察、指導助言或は必要に応じた改善命令等を行なうべきであり、本団、分団、各部の段階毎に効果的に実施すること、火災期には月一回程度は必要である。特に旅館、宿坊、文化財、公共施設等を重視し、又、プロパン、油類等の取扱い、木造危険家屋等の指導に意を注ぐべきであろう。お座なりに墮している「カマド検査」の現状は実効がないと考えられるので、先ず末端より改めて行くべきであろう。

又家庭における初期消火の器材、技術、知識の普及と指導(消火器の備付け、防火用水、非常用蛇口、ホースなど考えられる)も重要である。

(10) 団員の研修と訓練の徹底

新入団者に対し法規、技術等の研修を施し、消防要員としての実力を涵養することが必要であり入団時の宣誓さえ規則にありながら行なわれていない現状は改められるべきである。

幹部、団員とも日常的訓練と研修、専門研修機関への派遣等を通じてその資質を向上するとともに、住民に奉仕、自らの郷土を守る精神面における研修向上もはかることが大切である。

(11) 服装について

当面ヘルメットの全員着用をはかるよう措置すべきである。今後なるべく早急に活動に便利な甲種制服の採用が望ましい。

(12) 現場活動について

消防法二八条に基づく交通規制を徹底するため、本部、分団、各部に交通専門係を設け、安協の協力も得て現場における混乱を防ぎ、防火活動の万全を期すべきである。

ホースの夜間識別方法(蛍光剤等) 水源と筒先の連絡方法等、科学的に改善をはかりたい。

機動隊車には予備ホース、中継槽等の器材を積載しておき、現場で必要に応じ貸与できるようにする。

(13) 住民負担の軽減について

命令系統の敵守と一本化は特に重要で伝達方法の改善とあわせ徹底をはかる。消防は自治体の責任であるとのたてまえから、住民の負担に大きく依存している現状を改めて行くべきである。

ア、器材、施設等の住民負担  
イ、夜警などの労力奉仕

ウ、出火時の過大な地元負担

これらはいずれも逐時軽減、廃止の方向に向うべきである。  
④ 町ぐるみの消防（防災）協力組織について



新しく発足した身延町消防団本部消防隊

防火防災は消防のしごとという考え方を改め、住民の日常生活の中に常に防火、防災の知識や技術をうえつけ、いつでも消防に協力して防災の実を挙げられるような地域ぐるみの消防協力自治組織が今後の消防態勢の大きな支えとなる。

将来、消防署設置等により消防力が都市なみに専門化され、非常勤消防が補助的役割にかわり、更にこのような自治的組織に吸収されて行くかも知れないが、いずれにしても防火、防災は少数の専門機関のみに依存することはできないのであって、このような住民組織の重要性は時代の進行と共に増大すると思われる。

現在の婦人消防後援隊にも少なからず問題があり、今後地域ぐるみの消防協力組織の中に発展的解消することが望ましい。

05 出初式は昔ながらの消防の象徴として式典中心に行なわれているが、若い世代の感情にそぐわず、形式にのみ流れているうらみもある。運営方法に再検討をのぞみたい。

ア、来賓祝辞は、代表一名位とし紹介にとどめる。

イ、表彰はプリントして配付し、代表により一括授賞する。

ウ、実技発表、機械点検、講習訓練等により重点をおく。

また出初式は廃止し年一回の総合的訓練又は演習に改めることも研究すべきではなからうか。

以上集約すれば専門的常備消防の育成強化による消防力の強化を軸に、それを補う非常勤消防の古い体質を大胆に改革し、その近代化と精鋭化をはかり、町財政負担と住民負担の軽減をはかりつつ、新しい時代にふさわしい自治体消防のビジョンを追求することが、本意見書の目的であり、町当局はこのような考え方に立って具体的な施策を積極的に講ずるよう要望する。

本町消防団も議会のこの動きに即応しながら、団員定数の削減、役員改選期の変更等つねに消防近代化への脱皮を図りつつあり、昭和四十四年九月議会では、町役場職員十四名で構成する本部消防隊の新設が決定され、本部用の消防車の配置その他器材の整備と相まっていよいよ常設消防への第一歩がふみ出されたことはまことにたのしい限りである。